

## 「貧に落ち切れ」

『稿本天理教教祖伝』「第三章みちすがら」の冒頭には、「月日のやしろとなられた教祖は、親神の思召のまに／＼、『貧に落ち切れ。』と、急込まれると共に、嫁入りの時の荷物を初め、食物、着物、金銭に至るまで、次々と、困って居る人々に施された。」と書かれています。これは『稿本天理教教祖伝逸話編』にある「一粒万倍」の教えと連携して、教団への献金を促す教理の根拠となっています。しかしその教理は、天理教の宗教2世で貧苦の中で青春時代を過ごした作家、芹沢光治良が記すように娘を売って本部に献金するといった問題も生んでいます。今回は「貧に落ち切れ」教理がどのようにして生まれたのかを考えてみたいと思います。

**第三章 みちすがら** // 月日のやしろとなられた教祖は、親神の思召のまに／＼、／「貧に落ち切れ。」／と、急込まれると共に、嫁入りの時の荷物を初め、食物、着物、金銭に至るまで、次々と、困って居る人々に施された。（『稿本天理教教祖伝』P23）

**四 一粒万倍にして返す** // 『貧に落ち切れ。貧に落ち切らねば、難儀なる者の味が分からん。水でも落ち切れば上がるようなものである。一粒万倍にして返す。』（『稿本天理教教祖伝逸話編』P3. 1977）

**三〇 一粒万倍** // 教祖は、ある時一粒の粃種を持って、飯降伊蔵に向かい、／「人間は、これやで。一粒の真実を蒔いたら、一年経てば二百粒から三百粒になる。二年目には、何万という数になる。これを、一粒万倍と言うのやで。三年目には、大和一国に蒔く程になるで。」／と、仰せられた。（『稿本天理教教祖伝逸話編』P48）

「……親のために、あたしは吉原へ売られたのにね。おせんが病気で家へ帰って、一昼夜で息をひきとってよかったと、おせんのために喜んでいます。十日も二十日も看病したら、迷惑がって、海へでもすてに行きたい、と思ったでしょうからね。そのおせんも、親のために売られた娘なのに……次郎さんでなくて、教会の会長さんだったら、本気に言ってやりたいことがあったのよ……**あた**  
**したちを売ったお金の大部分は、天理教の本部の普請のために、会長さんにわたしたそうです**もの。本部の普請に献金すれば、一粒千倍になってもどって来る、幸福の種をまくようなもので、あたし達もしあわせになるからといって、会長さんは無理に出させたようですけど……しあわせになるどころか、おせんはあんな風にして死んだわね。吉原で苦勞しなかつたと、人様の前ではいったけれど、涙で枕をぬらしたことが幾度あったか知れないわ……だから、会長さんに詰問したかったのよ、ほんとうに神さんがあるのかって。**娘が身を売った金まで献金させて、本部の普請をしてでんとしているような神さんなんて、真面目におがめる**かって、ね」（『人間の運命 第一部第二巻. 友情』P118. 芹沢光治良）

## 「教祖伝」にある「貧に落ちきれ」教理

『稿本天理教教祖伝』や同『逸話編』にある「貧に落ち切れ」教理はいつ頃生まれたのでしょうか。現在公開されている教祖伝で一番古いものは、明治16年「神之最初之由来」です。ここに「『貧に落ち切るというような神』が降りた」という記述があります。そこから「一粒万倍」などの教えが加わって昭和52(1977)年発行の『逸話編』までこの教理は説かれ続けています。まず、その実態を確認しておきましょう。下の表はその一覧です。

| 教祖伝資料 制作年               | 「貧に落ちきれ」関係の記述               | 著者等           |
|-------------------------|-----------------------------|---------------|
| 1883<明治16>①「神之最初之由来」    | 「貧に落ち切るというような神」が降りた         | 公開されている最初の教祖伝 |
| 1886< " 19>②「最初の由来」     | 「貧」に関する記述は①とほぼ同じ            | 神道本局への提出用     |
| 1891< " 24>③「天理教会由来略記」  | 「十数年間にして、悉く財産を貧困の人に投じ」      | 橋本清           |
| 明治30年頃 ⑤「正文遺韻」          | 「神がかりから16年」で田地にも手を付けるとある    | 諸井政一          |
| 1898< " 31> ④「稿本教祖様御伝」  | 「落ち込めば上がる」「一粒万倍」が出ている       | 中山新治郎         |
| 1900< " 33> ⑥「天理教教祖御略伝」 | 「自ら貧窮に陥入らねバ、真個の艱難の味を知る事能はず」 | 宇田川文海         |
| 1902< " 35> ⑦「教祖御伝記」    | 「御神憑後の教祖は一切を以て之を人に施し玉ひぬ」    | 中西牛郎          |
| 1903< " 36> ⑧「天理教々祖履歴」  | 「嫁入り荷物」「家、倉、田地諸道具」まで施す      | 松永好松          |
| 1908< " 40> ⑨「教祖様御伝」    | ④とほぼ同じ                      | 中山新治郎         |
| 1920<大正9> ⑩「天理教祖伝講話」    | 「世界助の為め、谷底に落ちきれ」            | 奥谷文智          |
| 1949<昭和24> ⑪「天理教教典」     | 貧に落ち切った場面描写は、「第五章ひながた」全体の中心 | 教会本部          |
| 1956< " 31> ⑫「稿本天理教教祖伝」 | 話が具体的になり、かなり脚色されている印象を受ける   | 教会本部          |
| 1977( " 52) ⑬「 " 逸話編」   | 「貧に落ちきれ」「一粒万倍」がある           | 教会本部          |

之最初な親てある故ふ尙元之道ぐふつこふた魂を此やしきへ産こ出し  
 たるもの夫を天よりみすまし天降りたること然上ハ神の儘なり神此いふ  
 とおりするとよいと御聞せともふまハ此上もなき貧ふ落シきるといふよ  
 ふなる神なきバ何てもかでも退りさんと内々申ふ不及親類まで日日夜不  
 限よりよふて彼是と談示合ている折柄藤堂和泉守之役人同郡別所村萩村  
 同同郡福住村勝田杯も罷こし候へども神を退ぞりさんといろく責て手  
 ふ手をつくせども中々以退き不申如何様ニしても我ハ國ならに退ぞく神  
 でハなしまさみきハこゝのふ數度責られるふよりて井戸溜池杯へ向  
 ひて我身をあぐんと近まへ立よりとすれハ足いれあらずゆへふ跡戻りして  
 亦親類ハまのよふな神を祈ることならハ不附合と申吳候得ども神の折々  
 夢中ふて神の下りとまふて家財を人々ふほどこせと此御嘶しな親然ル後  
 まハ三千大千世界を珍し助をせせると此御嘶有之とも内々此者無據して  
 神此仰せふ隨ひ然ルといへども親類ハ不附合と相成とせ神ハ不退よぎあ  
 くして内ふハ神の仰之通相當之百姓で有之処尙も神ふ隨ひ建物及家財不  
 殘十ヶ年之間人々へ施してゑんどいを無をして難澁致し居るふ誰かゆ  
 うともなく自然と人々頼こふ参り何ふて願之通天倫王命と拜忍す  
 るならハ助る我身ニてもゑらぬことなり天倫王命と名をつまふまふハ右  
 みきのまゝろを天理ふかのふたるゆへ人間ふハ神名を附事不能故ふや  
 しき之地名ふ授けたまひ此度此とすけゆうハ是まで人間ふ教へたる夏も  
 同じない助け此世之心實を教へ助をするふ夫れ不知して此度天倫王命  
 とゆう神ハないを此とせしと兎人間をやどしここたる地場之證拠ニ建置  
 甘露臺を取拂い其上万とすけ此つと兎をせしとめたる事是第一神此残念  
 ハ余意成ることでなしと此御嘶あるなんでも此返しとせどハいらさんと  
 の御嘶し度々なり

「神之最初之由来」は全6頁の短いもので、引用したところは最後の2頁です。この前には、なぜみきに神が降りたのかという理由があり、それに続いて神が降りて来る状況が書かれて、その次に神の意思として「貧に落ちきる」が出てきます。そして「家財をに人々に施せ」ば三千世界を助けるとあり、「建物及家財不殘十ヶ年之間」人々に施し散財し難渋したことで、人々が寄るようになったとあります。

解説一、本文は梅谷本により印刷した。二、最初に出来た教祖伝で、これが相当広く信者間に伝写されていたものの様である。三、梅谷四郎兵衛が筆者であるや否や未詳である。昭和32年5月22日正善識 (『復元31号』P2)

③明治24年、橋本清作とされる教祖伝

明治24年の「天理教會由来略記」には、「十数年間にして、悉く財産を貧困の人に投じ、遂に世の困苦の限りを身に試み」とあります。この「略記」には、引用部分の前に立教までの教祖の行動が書かれており、夫に外妾がいたこと、夜盗を助けた話、足達照乃丞を自分の子の命に代えて助けたことなどが書かれています。『稿本天理教教祖伝』が伝える「第二章.生い立ち」の原形です。

五 附、天理教會由来略記(明治24年稿)

—前略—

天保九年、教祖四拾壹歳の時、十月廿六日夜、神憑り告げて曰く、天汝の慈悲心深を愛し、汝に憑て以て神教を布き、世道人心を濟はんとす、汝曾て信奉する所の神あり、今より天理王命と唱へて、神の教を奉ずべしと。教祖は爾来神教を奉じて、背戻せず。神教を伝へて、怠らず。**十数年間にして、悉く財産を貧困の人に投じ、遂に世の困苦の限りを身に試み**、而して後、信仰の徒、除々に出で来れり。

嘉永六年、教祖五拾六歳の時、式月廿弐日、夫善兵衛氏六十六歳にして死す。これより教説一層進めり。

慶応三年、教祖七十歳の時、十二下り神楽歌を草し給ふ。而して、嘉永六年後、今年に至るの間、神官、僧侶或ハ山伏の如きもの、時に来りて、質問を試み、或ハ躁暴の状を呈せしことも、間々ありたりと云ふ。然れども、教を奉ずるの徒、日に増し、月に加はるを以て、此年、教祖の長男秀司氏、京都なる吉田殿に願ひ出で、左の辞令を受けられたり。

備 考

(一) 本稿は故諸井政一氏が「最初之由来」を筆写された際、更にその付録として追写しておかれた『天理教会由来略記』である。その「覚書き」として附記されているところに依り、草稿者が橋本清氏であることと書かれた年代とが明かにされる訳である。曰く、

此書(「最初之由来」のこと)ハ明治十九年十二月、本部設立準備運動ノ為上京シタル今ノ本部員鴻田、清水、諸井、増野の四氏、神道本局へ差出サンが為、東京木挽町ナル某族館ノ楼上に於テ、嘗テ承リシ教理ノ手記ヲ取出シ、互ニ誤無キヲ質シテ転録セラレタルモノナリトゾ。本局ニハ今尚保存セルヤ否ヤ

附録セル天理教會由来略記ハ、明治廿四年郡衛ヨリノ請求ニ応ジ、本部ヨリ差出シタルモノ、写シナリ。草稿者ハ時ノ本部理事橋本清氏ナリ / 明治三十年夏 諸井政一 謹写

とある。(『復元6号』P84.山澤為次氏の註)

明治30年頃  
「正文遺韻」

後半の点線内は、『復元30号』『史実校訂本中一』(P104)に収録されています。「史実校訂本中一」昭和10年に編集されています。『正文遺韻』が出版されたのは、昭和12年、山名大教会からです。昭和10年編の「史実校訂本」に引用されているということは、出版される以前に原稿そのものか、あるいはタイプ印刷されたものなどを本部の人たちは読む事が出来たということになります。中ほどの会話の部分(アンダーライン)は『天理教祖伝講話』(奥谷文智.大正9年)にあるのとよく似ています。時代順から考えれば「正文遺韻」を真似て『天理教祖伝講話』が書かれたこととなりますが、「正文遺韻」の中には、あとから作成された文書が挿入されたと思われる箇所もあることから、ここもその可能性があります。「神懸りから16年」とは、安政元年頃で、明治14年の「手続上申書」の記述と一致します。

御施与 / さて、御教祖様は、かくまで御苦しみ遊ばしまして、御決心なされましたと雖も、素より御身は、御自分の自由勝手にはなりません。神様の御屋代でござりますから、神様が御許被下ませぬから、遂に御身をすてる事はかなひませんで、申上げました通り、六度までも御とげなさる事はできなんだものですから、いよ／＼神様の御自由の、有難くも、恐ろしき事を御感じ被遊まして、それから御心を一層かたく被遊て、もう親類の責むる位の事は、御心の苦とはあそばされず、ます／＼施しをなされまして、遂には、親類でもあいそをつかして、近づかんやうになりましたのでござります。

その施し被遊ました次第を申せば、口口口(※昭和12年版「ひにん」)や、こじきの、もらひにくるものばかりでは、はかどりませぬから、なんじふものゝ処へは、もっていて施してやり、或は道ばたへきるみなどをおとしておいて、人がひらふて『かういふものがおちてをります、おうちのものでござりませう』といふと、『いゝえ、うちのものではござりません』と、おっしゃって、そしらぬかほをしてござる。或は『それは、あなたにさづかったのでござりませうから、御もちなされませ』といつて、もっていく事をすゝめておやりなさる。／ さういふわけですから、びんぼふにんなどは、よろこんでひろってゆきます。又□□□や、こじきは、いくらもきゝつたへて、日々貰ひにまゐります。さうして、だんだんと施しなされまして、もう米やおかねや、きるみなどは、すっかりないやうにおなりなされまして、それからぼつ／＼倉のものをだしては、続いてほどこしになります。

倉は三戸前おありなされて、御教祖様が御丹精で、御織り被遊た木綿の反物が、ながもちに幾はいといふ程おありなされまして、はたははたで、一倉一ぱいつめてある。又道具倉には、諸道具が沢山つんである。庄屋をも御つとめなされた御家柄でござりますから、随分かねめの御道具も沢山おありなされたのでござります。それを、みんな、買手のつける丈のねに何ぼ安うても、そんな事には御とんちゃくなく、どん／＼御拂ひになりまして、御施しになります。それから、もうこれといふものも、ないやうになりましてから、神様は安市をして拂ふてしまへと仰せられましたから、そこで安市をして、さもないものまで拂て、あらひざらひ掃除して、倉はからっぽになってしまひました。／ もう此上は田地に手をつけねば、外に物はないといふやうになりました。是までが**神がか**

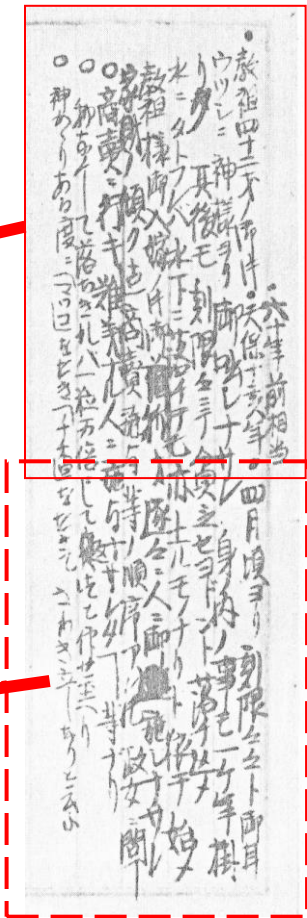
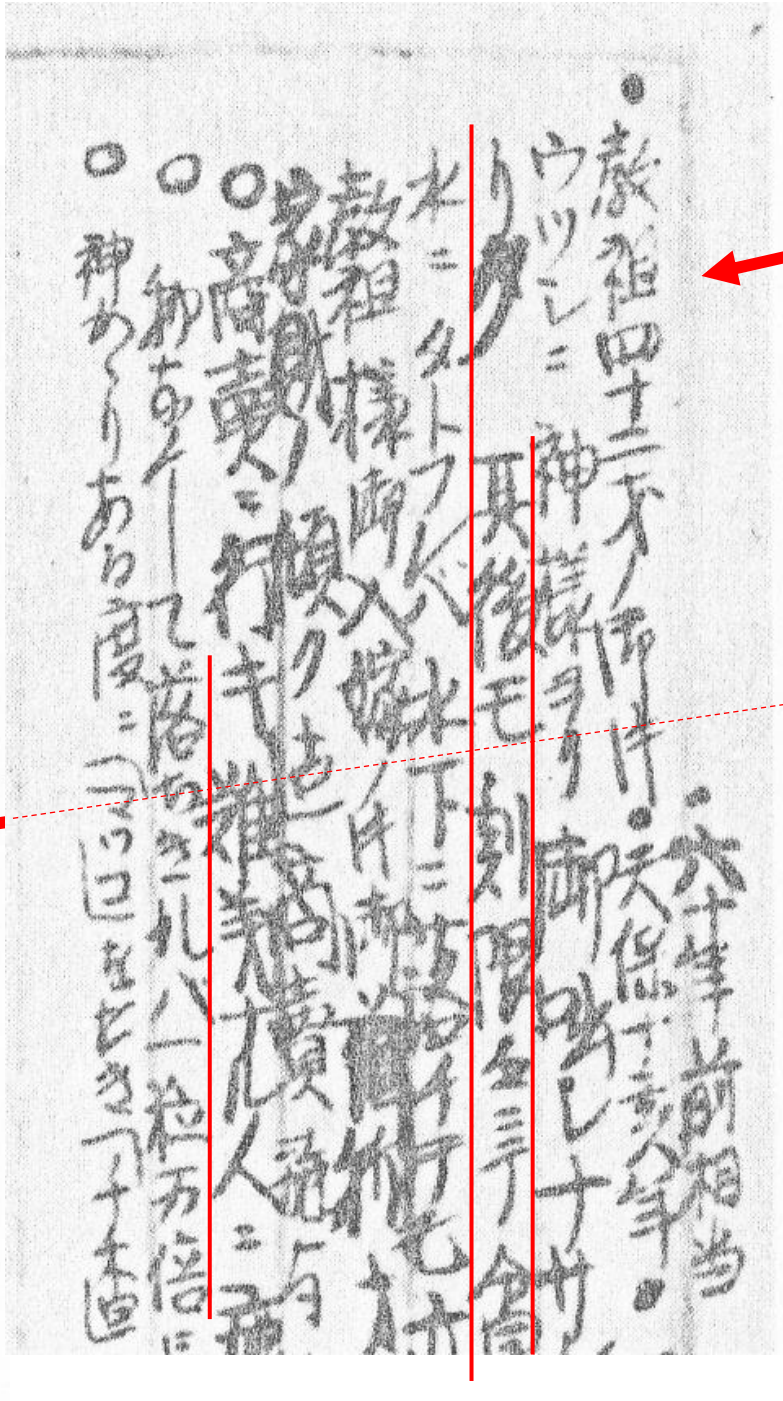
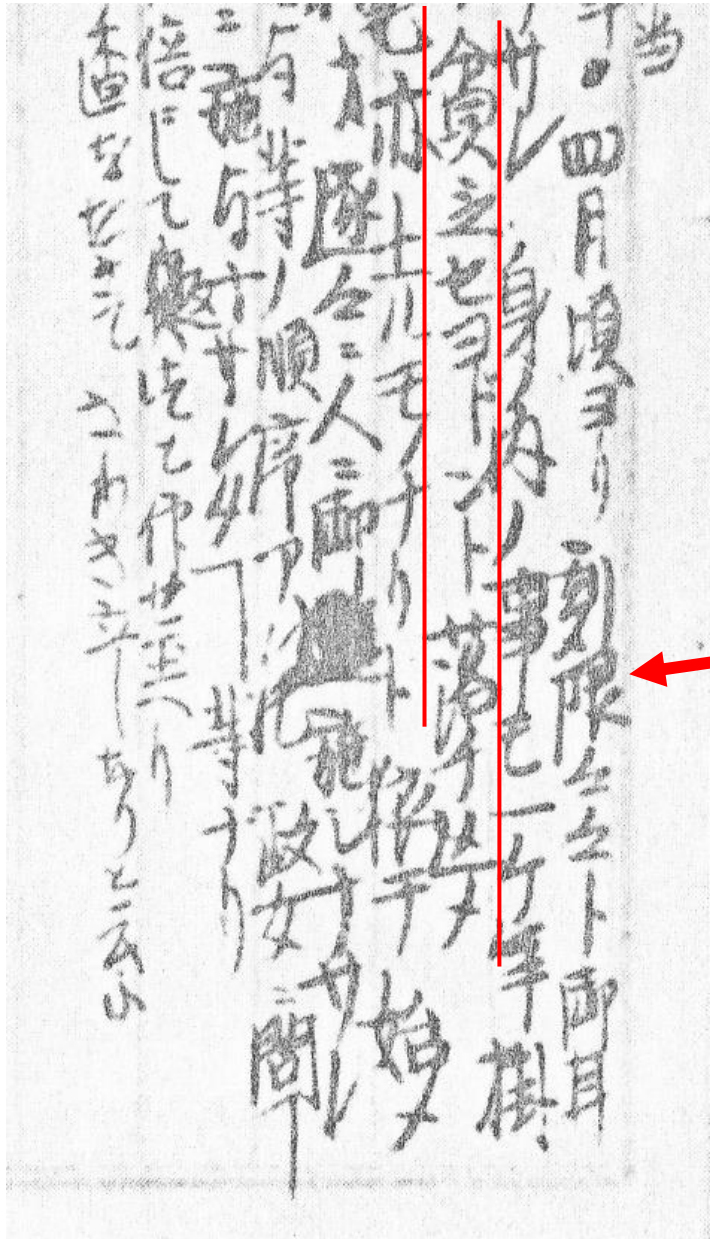
**りから十六年**でござります。 註 道具市には、米をもたき出して、さあ、たべて被下といふ様にして、施しなされましてと。

(増井りん様に承る) (『改訂正文遺韻 (復刻版)』 P24. 道すがら外編一. 諸井政一)

明治31年「稿本教祖様御伝」(『復元33号』)

縦書き、縦長の文を上下に分けて読める大きさの文字にしました。読みにくいですが、まず、「其後モ刻限〇ニテ貧乏セヨドント落ち込メ水ニ外フレバ水下ニ落ちテモ亦上ガルモノナリ・・・」とあり、次に「落ちきれバー粒万倍にして」とあります。

書かれた時期は、前出の「正文遺韻」と同じ頃ということになります。そうすると、「正文遺韻」の記事は余りに具体的すぎると感じます。



宇田川文海は明治33年頃に『みちのとも』編集のために招かれた新聞記者です。それゆえ、この教祖伝はそれ以前の教祖伝の記述をもとに脚色されたものと思われます。

教祖66歳の時は、文久3年、この年の暮れには、飯田岩治郎のことで安堵村に出かけて、翌年の元治元年には小寒名義の裁許状取得のため、数両のお金を用立てています。「三度の食事にも事を欠く」ような状況ではありません。

教祖は平素より慈悲心の深くおはせしが、頃来に至りて「自ら貧窮に陥らねば、真個の艱難の味を知る事能はず、真個の艱難の味を知らねば、争(いか)で他の艱難を救はる可き」といふ神の親しき諭示(おふせ)を受けて、其慈悲心一層廣大になりたまひ、孜々(しし)として他の貧苦艱難を救助するに勤められ、最初に其身御入嫁の時持来られし、五荷の荷物を施しつくされ、漸次に中山家の資財をも人に施(ほどこし)与(あた)へられけり  
教祖は単に物を施して人の肉体の貧しきを救はるのみならず、かりものゝ理、ほこりの理等、則ち助けの教、救ひの道を説て、併せて人の靈魂の悩めるをも助けんとしたまひけり（「天理教教祖御略伝」宇田川文海『復元35号』P32）

座して暮らせば山も空しと云ふ世の諺もあんなるに、増してや慾を捨迷を去るを旨としたまふ、至仁博愛の御心よりして、日夜施与(ほどこし)をのみ専としたまひしかば、教祖が御年六十六歳になりたまふ頃には、左しも素封家の聞えありし中山家の家も、先祖伝来の許多(あまた)の田地は他手に渡され、家屋資財は売却なされ、今は詹石(すこし)の儲とてもあらぬ果敢無き状況に陥入り、炭薪は云ふも更なり、三度の食事にも事を欠くことあり、燈を点すに油なければ、月影を便りにして、糸を紡ぎ裁縫(たちぬい)を為されしことさへありぬ。（「天理教教祖御略伝」宇田川文海『復元35号』P38）

宇田川文海－（一派独立のためには）『みちのとも』も改良の必要があるとのことから、大阪朝日新聞記者の宇田川文海を招いて、第101号（明治33年5月）を期して紙面刷新をはかった。（『天理教事典第三版』P48. 「一派独立」の項）

(1) 中西牛郎 安政六年(一八五九)生。昭和五年(一九三〇)十月十八日72才死去。父は熊本藩漢学者。幼年より漢籍を盗み読み、青年期に東京某英学塾に学び学費続かず帰郷、再び長崎に一時修学に出たが思う所あつて友人徳富猪一郎の尽力で京都同志社に学ぶ。在学中西本願寺赤松連城、東本願寺南条文雄らに仏教を学ぶ。明治二十二年『宗教革命論』を著し認められ西本願寺より米国へ派遣留学。帰国後文学寮教頭に就任。しかしそこでフランス帰りの藤島了稔寮長と意見が衝突し兩人共辞任する。彼は新聞記者となり一時放縦な生活を送った。明治三十三年天理教教会本部へ来た。明治三十六年頃まで天理教に関係していた。あとの足取りは不明なるも昭和二年八月より扶桑教に関係をもつたらしい。昭和五年再び天理教へ帰り東本大教会系統の信者となる。著書は『宗教談』『神の実現としての天理教』などがある。

「中西牛郎の天理教学研究」金子圭助。  
『天理大学学報102号』P23. 1976

## 「教祖御伝記」中西牛郎. 明治35年

中西牛郎は、一派独立のための文書作成を目的に明治33年に天理教に招かれた人で、右の(註)によれば、数年で天理教から離れているようです。『神の実現としての天理教』は昭和4年に書かれ平凡社から出版されています。

教祖は大慈愛心の権化なり此御慈愛は神に対してハ大信仰となりて現はれ人類に対しては救済となりて現はる**御神憑後の教祖は一切を以て之を人に施し玉ひめ**而して其御施与は白昼的の御施与でなく暗夜的の御施与なりしなり(「教祖御伝記」中西牛郎. 『復元36号』P49)

本編は明治三十五年、中西牛郎氏の執筆にかかる草稿で、原文は十二行罫紙表裏両面書き、総数五十一枚綴のものである。(『復元36号』P2の解説)

## 「松永好松遺稿集」明治36年

松永好松がこの教祖伝を書いたのは明治36年(表紙に書かれている)です。すでに何冊かの教祖伝が存在しそれを参考に書いたと思われます。

松永好松(1860~1912)一明治10(1877)年入信、大阪を中心に布教。明治26年高安部内南出張所会長となる。その後、九州で布教、東京には教弟を派遣し、明治31年には東本布教所(中川よし)が設立された。

月日の神の仰意には「人をたすけるに何不自由なくして暮しては、難儀の者をたすける意味が分らんから、難儀の上の難渋に落しきる。」と仰せ給いしゆえに、**神の教えに従い、教祖御自分嫁入りの御持参の荷物をはじめとして、人に施し、家、倉、田地諸道具に到るまで、買う者につき買うに売却して、人をたすけ給いければ、**夫善兵衛氏は次第に案じを抱いて、この者の言葉に従って、今にわれ共々難儀の末、乞食になるより外なし、と思われて、今にこの妻を殺害するより外なしと、ある夏の事にして、教祖蚊屋の中にお休み遊ばす所へ、一刀の剣を携えて寝打ちをしようと思ひ足にて寝所に忍び入られば、教祖様は神のやしろゆえに……(『松永好松遺稿参考書』P30. 南大教会編. 1993)



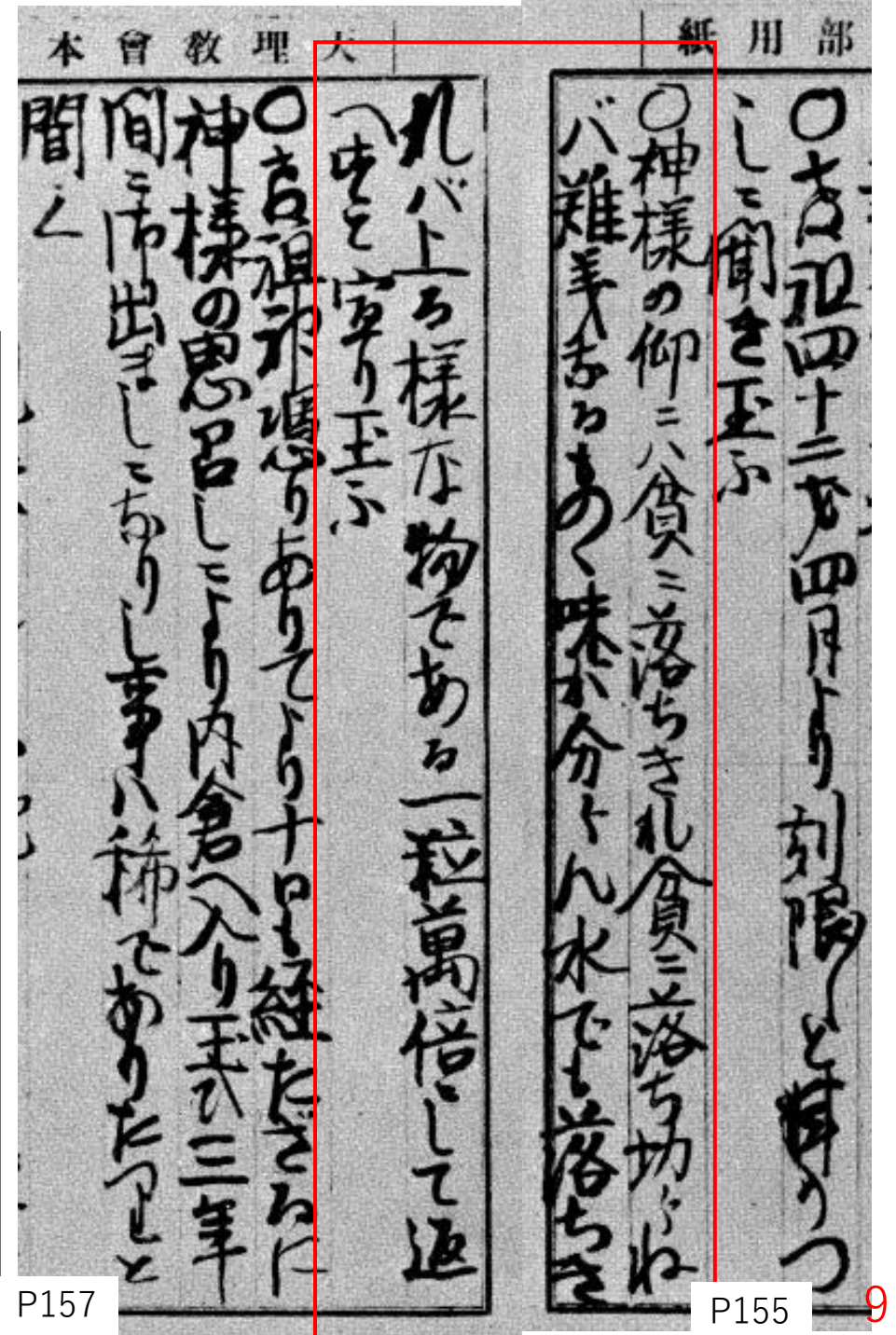
「教祖様御伝」中山新治郎.明治40年頃作.『復元33号』

神の降臨より1年後のこととして「神様の仰ニハ貧ニ落ちきれ貧ニ落ち切らねバ難儀なるものの味が分らん水でも落ちきれバ上がる様な物である一粒万倍にして…」とあります。水のたとえ、「一粒万倍」は『逸話編』にも出ています。

『天理教祖伝講話』  
奥谷文智.大正9年

奥谷文智(おくやふみとも.1883~1974)は天理教加納分教会長で道友社の記者をしています。「因縁の理を切らせ」など、大正期以降の教理が入っています。

扱(さ)て、天啓の最初に於て神が教祖にお命じになったのは / 『**世界助の** **為め、谷底に落ちきれ**』 / と云ふことでありました。ソコで教祖は此の天啓に基いて、益々慈悲の心を高められ、貧のドン底に落ち切り、難儀の中の難儀の道を通らねば真実難儀の味が分らぬ、真実難儀の道が分らねば、思遣りが出来ぬ。又、広い世界には難儀な道、不自由な道を通して居る者が沢山ある。其の者に真に**堪納をさせて、因縁の理を切らせ**、それを結構な道へ導くには教の親たるものより、其の難儀苦勞の道を通して置かぬことには、真実堪納の心を備へて満足させ、日々心勇んで通らすと云ふ譯には行かぬと云ふ御心を定められ、先づ其の御手初めに、御腰入れの時に前川家から御持参の五荷の荷物を解きほどいて、難儀苦勞をして居る者にお恵み遊ばしました。それも陰徳をお積みになる御趣意でありますから、恵んだ人から謝礼の言葉を受けないやうに御注意なされ、向ふから困った者が通りかゝれば、其の道筋へ衣物なり、食物なりを捨てた様に見せ掛けて置いて、無言で持って行くやうに仕向け、若し / 『これはお宅のでは御座いませんか』 / と態々(わざわざ)家の中迄持って来るものがあれば / 『それは宅のではない、貴方がお拾ひになったのならば、貴方に天のお与へがあつたのでせうから、遠慮なく御持ち帰りなさい』 / と云った様な調子でドシ／＼施しをなされる。



昭和24年に発行された現行の『天理教教典』です。「第五章ひながた」は教祖の出生からはじまり、引用部分があって、そのあと、「御苦勞」の話へて、明治20年に身を隠される場面で終わっています。この貧に落ち切った場面描写は、「第五章ひながた」全体の中心ともいえます。

天保九年十月二十六日、齡四十一歳を以て、**月日のやしろと召されてからは、貧に落ち切れ、との思召のままに、貧しい者への施しにその家財を傾けて、赤貧のどん底へ落ち切る道を急がれた。**

この行は、家人や親戚知人に、理解され難く、厳しい忠告や激しい反対のうちに、十数年の歳月を重ねられた。かかるうちに、夫は出直し、一家は愈々どん底へと向つたが、この大節のさなかに、一身一家の都合を超えて、同年、末女こかんを大阪に遣し、天理王命の神名を流された。

このように、常人の及ばぬ信念は、却って人々の冷笑を呼び、離反を招いて、遂には、訪ねる者もなく、親子三人で食べるに米のない日々を過された。父なき後、一家の戸主とたった秀司は、青物や柴の商によって、日々の生計をはかった。しかも、教祖は、かかる中にも、人の難儀を見ては、やっと手にした米を、何の惜気もなく施された。

或る年の秋祭の日に、村の娘たちが、今日を晴れと着飾って、嬉々としているのに、娘盛のこかんは、晴着はおろか着更さえもなく、半分壊れた土塀のかけから、道行く渡御を眺めていたこともある。又、夏になっても吊るに蚊帳なく、冬は冬とて吹きさらしのあばら屋に、あちらの枝を折りくべ、こちらの枯葉をかき寄せては、辛うじて暖をとり、点す油にこと欠く夜は、月の明りを頼りに、糸つむぎなどして過されたこともある。

十年に亙る長い年月の間、かかる窮迫の中にも、教祖は、常に明るい希望と喜びとをもって、陽気ぐらしへの道を説かれた。そして、時には、水と漬物ばかりで過されながら、「世界には、枕もとに食物を山ほど積んでも、食べるに食べられず、水も喉を越さんというて、苦しんでいる人もある。そのことを思えば、わしらは結構や、水を飲めば水の味がする。親神様が結構にお与え下されてある」と、子達を励まされた。

月日のやしろとなられてから、このようにして二十余年を過されたが、やがて、をびや許しによって示された珍しいたすけが、道あけとなり、教祖を生神様として慕い寄る者が、近郷一帯にあらわれた。（『天理教教典』P46. 1949. 天理教教会本部）

「第三章みちすがら」に書かれている「貧に落ち切る」場面を抜き出してみました。これ以前の教祖伝と比較すると、話が具体的になり、かなり脚色されている印象を受けます。「貧に落ちきれ」の教理は、戦後も天理教の中心教理であり続け、『…逸話編』(1977)でも「貧に落ち切れ」(P3)は説かれています。

- ・ 月日のやしろとなられた教祖は、親神の思召のまに／＼、／ **「貧に落ち切れ。」**／と、急込まれると共に、嫁入りの時の荷物を初め、食物、着物、金銭に至るまで、次々と、困って居る人々に施された。P23
- ・ 世間の嘲りは次第に激しくなったが、その反面、近在の貧しい人々は、教祖の慈悲に浴しようとして慕い寄った。教祖は、／「この家へやって来る者に、喜ばさずには一人もかえされん。親のたあには、世界中の人間は皆子供である。」／と、子供可愛い一条の思召から、ます／＼涯しなく施し続けられたので、遂には、**どの倉もこの倉もすっきりと空になって了った。**／ こうして、家財道具に至るまで施し尽されて後、或る日の刻限話に、／「この家形取り払え。」／と、仰せられた。P24
- ・ 或る日のこと、突如として、／「明日は、家の**高堀を取り払え。**」啓示があった。親族も友人も、そんな無法な事。と言って強く反対したが、親神はどうしても聞き容れなさらず、この双方の間にたって、善兵衛の立場の苦しさは察するに余りあった。／親神の思召に従えば、親族や友人の親切を無にせねばならず、さりとして、思召に従わねば教祖の身上は迫るし、その苦しまれる有様を見るに忍びないので、遂に意を決して親神の急込みに従い、**高堀を取り払うた。**P28
- ・ かねて、買手を捜して居られた**中山家の母屋も、望む人があって、いよ／＼売られる事となった。**母屋取り毀ちの時、教祖は、／「これから、世界のふしんに掛る。祝うて下され。」／と、仰せられながら、いそ／＼と、人夫達に酒肴を出された。人々は、このような陽気な家毀ちは初めてや。と、言い合った。(註二) P34  
註二 「この道始め家の毀ち初めや。やれ目出度い／＼と言うて、酒肴を出して内に祝うた事を思てみよ。変わりた話や／＼。さあ／＼そういう処から、今日まで始め来た／＼。世界では長者でも今日から不自由の日もある。何でも無い処から大きい成る日がある。家の毀ち初めから、今日の日に成った程と、聞き分けてくれにやなるまい。」(明治33.10.31)
- ・ 安政二年の頃には、残った**最後の三町歩余りの田地を、悉く同村の安達重助へ年切質に書き入れなされた。**P38
- ・ 教祖の五十六歳から凡そ十年の間は、まことに容易ならぬみちすがらであった。……「どれ位つまらんとでも、つまらんとするな。乞食はさゝぬ。」／と、励まされたので、子達も、崩折れ勝ちな心を振り起して、教祖に従うた。／このように生計が苦しい時でも、その中から、食をさき着物を脱いで、困って居る者に與えられるのが常であった。漸くの思いで手に入れた五合の米を、偶々門口に立って食を乞う者に、何の惜気もなく與えられたのも、**寒さにふるえて居る者を見て、身につけて居る絆纏を脱いで與えられた**のも、この頃である。……こうして尚数年の間、甚だしい難渋の中を通られるうちに、初めて、四合の米を持ってお礼参りに来る人も出来た。P39～42

## 史実 一 教祖は施しをしていない、中山家は貧苦の生活状態には落ちていない

明治16年作の「神之最初之由来」を嚆矢として、1977年の『稿本天理教教祖伝逸話編』まで、教祖の事績、ひながたとして「貧に落ち切る」を天理教は説き続けています。

ところで、本当に教祖は施しをして貧に落ち切る道を通られたのでしょうか。ここからは立教後の中山家の経済状態について見ていきます。天保9年の立教以後、信者が出来て来る文久年間頃までの中山家の生活状態を知る資料は少ないですが、そこからは教祖が施しをした事実も、中山家が貧苦の生活状態に落ちた時期もなかったように感じます。少ない資料を見ていきましょう

### 中山家は安政2年頃まで3町歩の土地を持ち、それ以後も3反を保持していた

明治14(1881)年から25,6年前は、安政2(1856)年頃です。それまでは3町歩の土地を持っていたということで、大和では土地持ちの部類に入ります。その土地を失った後も3反は所有していたわけです。3町歩の田地は家族だけでは耕作できません。使用人を雇うか、小作に出すかです。当時の中山家の当主である秀司は足が悪かったので農作業が出来ず、「綿商仕并ニ米商致居候」とあります。其の商いの失敗により土地を売らなければならなくなったのです。教祖が施しをするために土地を売ったのではありません。

なお、「丹波市分署宛、手続上申書」とされるこの文書は、この部分のみ『復元』に掲載され、その全文は公開されていないようです。なぜなのか、気になるところです。

自分宅ハ廿五六ヶ年以前ハ素ト相富之百姓ニテ耕地モ三町程所有致居候所追々衰弊ニ及ビ、其末貳町餘リ之耕地是アリ候處、夫亡中山秀治成ル者足痛ニシテ農業持相營兼候ヨリ綿商仕并ニ米商致居候處微運ニシテ追々**損失ヲ生シ**候ニ付其尔来壹町六七反之地所内、質物ニ差入成シ年期附売却等致シ、三反餘リ之耕地ヲ残シ置聊生活ヲ相圖リ貳三ヶ年休業罷在候處其後復タ残耕地ヲ抵当ニ差入該金ヲ以商法資本金トシ再ヒ綿商法相當ミ候處商法上萬事利運ニ向イ

(丹波市分署宛、手続上申書。明治十四年十月八日、中山マツエ、外四名) (天理教管長家古文書) 『復元30号』239頁

## 嫁入りの布団は現存する 嫁入りの荷物は施されていない

「月日のやしろとなられた教祖は、親神の思召のまに／＼、／「貧に落ち切れ。」／と、急込まれると共に、嫁入りの時の荷物を初め、食物、着物、金銭に至るまで、次々と、困って居る人々に施された。」(P23)と『稿本天理教教祖伝』は記していますが、同書が発行された昭和31(1956)年の70年祭には、教祖が入嫁の時に持ってきた布団が展示されたと八島英雄氏は書いています。教祖の布団は施されたのではなく、子に、孫に受け継がれて現在も残っているようです。

『稿本天理教教祖伝』を読みますと、第三章道すがら、第一ページから「教祖は貧に落ち切れと教えられました」と書いてあるのですが、貧に落ち切れなどと教祖が言った形跡がないのです。教祖は貧に落ち切れなどとおっしゃっていないのです。

貧に落ち切れとおっしゃって、嫁入りの道具をはじめ蔵の中のものから、果ては家まで売って施されたと、第一ページに書いてあるのです。ところが、貧に落ち切れということが事実とあっているのだろうかと思って辿りましたら、違った結果が出てきました。

教祖の嫁入りの道具が、当時はトラックで何台も運んだわけではないのです。布団を長特に入れて運ぶと大層な荷物だったのです。教祖が前川家から中山家へ嫁いで来た時の布団は、木綿のふとんかわで縞の布団で木綿の綿が入っておりました。ある所で、この話をしましたら、見て来たよううそを言いと言ったような顔をされましたが、これを見ることができたのです。

当時庶民が綿の入った布団に寝るなどということは中々できないことで、平生は藁布団に寝ていたのです。藁を打って藁の綿を作り、それを木綿のふとんかわの布団として藁布団に寝ていたのです。江戸の町人もほとんどそうだったのです。

中山家でも客布団として大事に保存されておりまして、教祖の三女きみさんが、櫛本の梶本に嫁入って、おはるさんと名前が変わるのですが、その嫁入りの時に、**この布団を持って梶本へ嫁いでいます。**

梶本でもこれを大事に致しまして、平生は使わないでおたけさんという、**おはるさんの娘、が同じ櫛本の吉川家に行く時に、この布団を持っていっております。**

そして最後は、**教祖七十年祭の時おやさとかたでこの布団が展示されております。**見て来たような昔の話ではない、現在でも本部には現存しているのです。教祖の真実の姿や教えを隠して神道を続けようとする人達の都合で見せないのです。

そういう風に嫁入りの道具というのは、当時、担いで来たのはわずかなのです。それがきちんと子供や孫に伝わっている。これは**嫁入りの道具を処分したり、施していないということ**です。（『ほんあづま367号』P26. 八島英雄. 1999）

## 針子

辻忠作の姉こよが針子として、弘化4(1847)年頃に教祖のもとに通っていました。

針子たちはその修業を終えた後も教祖に会いにおやしきに出かけたといえます。高野氏が確認できた針子は5名にすぎませんが、実際にはその何倍もの子供が通ったでしょう。その子たちは、当然裁縫の技術も学びましたが、それ以外のことも学び、親や近在の人びとに伝えたのではなかったでしょうか。

弘化4年は、立教から9年ほどあとで、夫の善兵衛も存命で、田地もまだかなりあり、針子達もいくらかのお金や物品を置いていったでしょうから、貧にあえぐような生活をしていたとは思えません。

### 【身元が確認できた針子】

庄屋敷村 今西栄兵衛 娘 テル 安政五(1858)年頃

庄屋敷村 乾源助 娘 小雪 嘉永・安政年間

豊田村 辻忠作(先代) 娘 こよ 弘化(1844~47)年間

(教祖伝に出てくる忠作は、こよの弟)

豊田村 西田某 娘 とみ 安政(1854~59)年間

岡崎村 辰見新次郎 妻 ミツ 針子か針友達

(岡崎村は安堵村の東隣)

(『御存命の頃上改修版』P97. 高野友治. 1971)

中山家の隣にかせ屋という家があった。その主人の話によると、**教祖様は信者が誰もなかったころから御一人で神様の天啓のお言葉を朗々と口にしておいでになった**という。それはまことに朗らかな歌をうたうような調子だったという。それでいて「そのお言葉はどんなお言葉でしょうか」とその主人にきいても、一言も覚えていないという。また中山家の裏の百姓ソウ助は雨の降る日など、煙草を吸いながら隣からきこえて来るお歌を「またやっておられるな」ときいていたというが、それとてもその内容は片言も覚えてなかったという。もって村の人々が教祖様をどんな気持ちでみていたかよくわかると思う。

**かかる状態の中で教祖様を慕い寄って来た人たちがいた。それは誰であるかという、教祖様から裁縫を習っていた針子たちである。**教祖様は村人たちが憑きものがついたというので、そうでないことをお示しになるために針子をとって裁縫を御教えになったという。この針子たちは教祖様をお師匠様として慕い、後に嫁に行っても子供が出来ても、慕い寄って来たという。私の調査中に針子として名の出た来たのは庄屋敷村今西伊平娘テル、同村乾源助娘子雪、豊田村西田某娘とみ、同村辻忠作娘こよの四名で、岡崎村(安堵の東隣村)の辰見新次郎の妻ミツも針子であったとか、針友だちであったとかで、教祖様と心やすかったという話。そしてお針を御教えになった期間を考えると、針子の十五才ごろの時代を調べてみて、辻こよ(教祖伝に出て来る辻忠作氏の実姉)は弘化四(※1847)年ごろとなり、乾小言は嘉永年間(※1848~1853)か、今西テル、西田とみの両人は安政年間(※1854~1859)かと思われる。／ いずれにしても教祖様のもとへ誰も訪れる者のなかつたころで、しかも貧のどん底といわれるころで、史実のほとんど伝わっていない期間である。その期間にこれらの針子が入り込んでいたことを想像すると、何かこちらがホッと救われたような気持ちになる。またこれらの針子たちの話がどれだけ教祖様のことを世間に伝えたであろうかと思うと、これはまた興味深い問題であり、伝道史には直接関係はないが、ここに附記しておいた。(『天理教伝道史 I』P7. 高野友治. 1954. 道友社)

安政年間には女中もいた、  
初期の信者も生まれていた

秀司が商いに失敗して土地を売った後も、中山家には女中がいたようです。また、安政年間には現在まで名が残る信者が生まれ始めたようです。その頃、教祖に助けられても信仰的に継続しない人はかなり多かったのではないかと考えられます。そのような人もお礼になにがしかの物を持参したと思われ、食べるものに事欠くことはなかったのではないのでしょうか。

多分、安政年間(※1854～1860)の終りごろかと思うが、教祖様の中山家に一人の女中がおった。百姓手伝の女であろうか、この女が家へ帰るとき、教祖様から御手織の木綿一反を頂いた。その木綿は白であったので、女中は「模様がついていたらなあ」と一人言をいった。それを御聞きになった教祖様は「そんなら模様をつけてあげるから、その木綿を井戸水に一晩つけておいて、お日様のお上りになるとき竿にかけて乾してごらん、あんたの好きな模様が出ますで」と仰せになった。女中がそのとおりにすると、紫地に赤の井桁模様の反物となった。この時、教祖様が仰せられるに、「これは大事にしまっておきなされ、後になったら宝物として、あちこちから分けてもらいに行きますで」と。女中はそれをいたゞいて山城の木津の実家に帰った。そして、結婚し、いつのころからか、主人とともに江川の東村に住んだ。東村というところは、山城の青谷から郷ノ口をのぼって禅定寺峠を越えたところにある在所である。主人の名は外川嘉兵衛といった。外川氏は明治二十年七月廿日に大原の部属として斯道会第二十七号を開いたようである。(間もなく辻伊之助氏に変る)だが、信仰は前述のごとく早いのである。(『天理教伝道史Ⅱ』P112.高野友治)

櫛本村の西に櫛枝という村がある。そこに西田伊三郎という人がいた。伊三郎氏33才の時、妻が歯を病み千束村のお稲荷さんに拝んでもらおうとして家を出た。途中東から知人に「そんなんだったら庄屋敷村へ行って中山さんの老婆さんに拝んでもらいなされ」といわれ、庄屋敷村に行き、教祖様をお願いした。この時、教祖様は、／ 「よう帰って来た。待っていたで、二三日前から知らせてやった」／ と申されたという。／ 拝んでもらって、お話をきいている間に、歯の痛みはすっかりなくなつた。翌日お礼詣りに出かけようとしたが、丁度麦の秋のことで忙がしいので参拝出来ず、そのままにしていたところ、今度は眼が痛み出し、またお詣りしてお話をきいている間になおってしまった。このたびは教祖様は、／ 「夫もつれておいで」／ といわれたので、西田伊三郎氏が参拝した。／ この時が伊三郎氏の33才の時といわれる。伊三郎氏は明治27年、70才で出直してられるから33才という安政5年ということになる。これはちよつと早過ぎる。また同家の話では「榊井伊三郎先生の入信は私の爺さんより三年遅れた」といわれているところからすると、榊井氏の入信が文久3年であるから西田氏の入信は萬延元年となる。安政五年と萬延元年とは二年違うだけである。なお西田氏の関係で入信した前栽村の村田幸右衛門氏の入信が氏の40才の年というから、還算してみると文久元年ということになる。天理教の従来歴史書には文久三年における中田義三郎、辻忠作、飯田岩次郎の三氏の入信が一番早いようになっているが、安政、萬延のころから信者が出来はじめたというこの話は私ににどうも有り得べきことのように思う。そうすると、先に多少疑問を残しておいた中田儀三郎氏の入信も、妻かじの長男岸松出産後のわずらいとみるなら安政4年の入信であり、長女すえの出産後のわずらいとみるなら萬延元年となる。これは従来歴史からみると異説であろうが、私にはあり得べきことと思われる。(『天理教伝道史Ⅰ』P12.高野友治)

銀60匁は、極々参考に米の値段から今の金額に直すと、約1万5千円くらいになります。

秀司は文久元年に「万覚日記」という覚書を残しています。これを見ると少額の金貸しなどをしていたようです。この時期、教祖の周りには継続的な信者も出来ていたと思われませんが、秀司は教祖の教えとは関係なく、陰陽道に基づく方位と日の忌などを商売に使っていたことが分かります。

新右衛門 /一 金弍ア (分) /札十八匁 /又壹朱 / 錢廿五文 /メ六十匁 /かし

第一丁目表であるが、日付の記入がない。前述の表紙の記載から文久元年(1861)5月の某日と察する。どこの新右衛門か不明であるが、金2分と札(藩札)で18匁、それに1一朱(金・銀貨どちらでも同価値)と錢25文をそれぞれ取り混ぜて、合計銀60匁分を貸してる。.....銀60匁では米約2斗8升5合余り買うことができた。(「『万覚日記』について」上野利夫.P228.『教祖とその時代』.1991.道友社)

この資料は、天理教に残る古記録の一つと述べたが、内容的には直接、天理教に関連するものではなく、中山家に関する事柄のみが記されている。/ 表紙に「萬覚日記」とあるので察せられるように、いろいろの覚え書である。記載法は、普通一般にいう日記の体裁ではなく、日付と要件を簡単に記したメモ程度である。その要件の事項をまとめると、おおよそ次の八項目になる。/ すなわち、金品の貸借に関するもの、諸費用控、綿その他に関する取引事項、大工日数控、村人足覚、日雇心覚、綿打覚、陰陽道による方位と日の忌など。(「『万覚日記』について」 P222)

天道天徳神方 //正月 九月 午 /三 七月 子 /四 拾貳月 酉 /六 十月 卯 /二月 未申 / 五月 戌亥 /八月 丑寅 /十一月 辰巳

「大道天徳神方」とは、古来より曆面に注された吉凶禁忌の一つで、「天道」とは「天道神方」、「天徳」とは「天徳神方」のことと考えられ、この二つを一つに記したものであろうと察する。この二神とも大吉の方位である。

日之ふさかり // 一日 東 二日 辰巳 三日 南 四日 未申 五日 西 六日 戌亥 七日 北 八日 丑寅 九日 天方 十日 地方 余ハ順也

「日之ふさかり」というのも、曆上の吉凶・禁忌に関することである。(同上 P250、252)

元治元(1864)年、教祖は数両のお金を用立てられる経済状態にあった

此納金とて老婆より五両、飯田家より三両受取帰られたり老婆には彼等は金がほしいのやから、マーまかしておいたがよいと笑いおられしが、程もなく御許しなりとて奉書へ立派にかゝれしを二通持参せられたり。此時より左の御守りを参詣人に渡すことゝなり。時は文久四年子の四月なり(文久四年二月改元元治元年) (『御水屋敷人足社略伝』)



1868<慶応4.明治元>年 秀司筆『辰年大寶恵』(賽銭覚書、中臣祓詞書写)概算一日60人×米1合の額。

『辰年大寶恵』上り(賽銭)集計表

|    | 慶応4年〔9月8日 明治と改元〕<br>『辰年大寶恵』 (単位は銀匁)  |            |       |                 |       |       |  |
|----|--|------------|-------|-----------------|-------|-------|--|
|    | 6月   | 7月         | 8月    | 9月              | 10月   | 11月   | 12月  |
| 1  | 180  | 50         | 20    | 52              | 25 C  | 40    | 90   |
| 2  | 22   | 50         | 10    | 50              | 23    | 70    | 80   |
| 3  | 32   | 35         | 30    | 23              | 19    | 40    | 110  |
| 4  | 32   | 80         | 40    | 42              | 10    | 30    | 60   |
| 5  | 32   | 40         | 43    | 30              | 20    | 50    | 55   |
| 6  | 33   | 15         | 20    | 22              | 34    | 30    | 58   |
| 7  | 19   | 40         | 50    | 30              | 17    | 25    | 80   |
| 8  | 40   | 35         | 25    | 30              | 15    | 45    | 34   |
| 9  | 45   | 28         | 50    | 35              | 20    | 30    | 100  |
| 10 | 40   | 15         | 30    | 70              | 9     | 60    | 70   |
| 11 | 18   | 10         | 35    | 35              | 20    | 20    | 20   |
| 12 | 20   | 20         | 7     | 30              | 20 D  | 13    | 50   |
| 13 | 20   | 9          | 27    | 40              | 20    | 20    | 19   |
| 14 | 35   | 22 B       | 50    | 30              | 6     | —     | 21   |
| 15 | 50   | 33         | 50    | 63              | 20    | 80    | 60   |
| 16 | 40   | 13         | 15    | 53              | 27    | 23    | 40   |
| 17 | 55   | 100        | 14    | 12              | 23    | 25    | 25   |
| 18 | 42   | 25         | 40    | 22              | 40    | 50    | 50   |
| 19 | 33   | 13         | 40    | 35              | 20    | 23    | 23   |
| 20 | 45   | 30         | 35    | 22              | —     | 30    | 30   |
| 21 | 30   | 50         | 53    | 25              | 37    | 25    | 25   |
| 22 | 78   | 20         | 25    | 26              | 15    | 20    | 20   |
| 23 | 20   | 70         | 22    | 20              | 8     | 50    | 50   |
| 24 | 70   | 30         | 40    | 27              | 32    | 20    | 20   |
| 25 | 40   | 50         | 32    | 28              | 23    | 20    | 20   |
| 26 | 220 A  | 250        | 120   | 100             | 200   | 150   | 150  |
| 27 | 40   | 80         | 25    | 25              | 15    | 50    | 50   |
| 28 | 20   | 50         | 55    | 20              | 15    | 30    | 30   |
| 29 | 45   | 30         | 25    | 13              | 40    | 40    | 40   |
| 30 |  |            | 25    |                 | 30    | 50    | 50   |
| 計  | 1396匁<br>金3朱   | 1269匁<br>※ | 1053匁 | 1008匁<br>(1010) | 1003匁 | 1159匁 | 947匁                                       |
| 備考 | A 3朱 B 425 C とふみよ<br>両100目<br>※449 → 425<br>+844 +844 D 100<br>1293 1269<br>6月～12月計 7835匁金3朱 |            |       |                 |       |       | 3895匁<br>代1950匁<br>947匁<br>5895匁<br>18900匁 |

毎月分の賽銭を米に換算すると、約一石二斗余があがっていることになる。一人が一年に一石食べる(一日二合)と概算すると、これは一人分の生活代に相当することになる。……中山家にはこれ以外にも収入はなかったとはいえないので、生計には、程度は別として、そんなに困るということは、なかったのではないかと思われる。(『辰年大寶恵』について P267. 上野利夫. 『教祖とその時代』1991)

|    |  |            |       |                 |       |       |  |
|----|--|------------|-------|-----------------|-------|-------|--|
| 21 | 30   | 50         | 53    | 25              | 37    | 25    | 25   |
| 22 | 78   | 20         | 25    | 26              | 15    | 20    | 20   |
| 23 | 20   | 70         | 22    | 20              | 8     | 50    | 50   |
| 24 | 70   | 30         | 40    | 27              | 32    | 20    | 20   |
| 25 | 40   | 50         | 32    | 28              | 23    | 20    | 20   |
| 26 | 220 A  | 250        | 120   | 100             | 200   | 150   | 150  |
| 27 | 40   | 80         | 25    | 25              | 15    | 50    | 50   |
| 28 | 20   | 50         | 55    | 20              | 15    | 30    | 30   |
| 29 | 45   | 30         | 25    | 13              | 40    | 40    | 40   |
| 30 |  |            | 25    |                 | 30    | 50    | 50   |
| 計  | 1396匁<br>金3朱   | 1269匁<br>※ | 1053匁 | 1008匁<br>(1010) | 1003匁 | 1159匁 | 947匁                                       |
| 備考 | A 3朱 B 425 C とふみよ<br>両100目<br>※449 → 425<br>+844 +844 D 100<br>1293 1269<br>6月～12月計 7835匁金3朱 |            |       |                 |       |       | 3895匁<br>代1950匁<br>947匁<br>5895匁<br>18900匁 |

教祖の収入を手に入れた秀司

『辰年大寶恵』は、慶応4(1867)年の6月から12月までの賽銭の上がりを書きとめた帳面です。

一日の参詣者数は、この記録にはなく、慶応3年の『御神前名記帳』に数が出ていたので、その類推から上野氏は一日60～70人とし、賽銭の総計を人数で割って、一人の賽銭額を米一合の額としています。文久元(1861)年に秀司が記した「萬覚日記」には金銭貸借に関連したお金の出入りが主に記され、教祖の活動に基づくお金の出入りはまったく書かれていません。文久元年には仲田儀三郎などもすでに入信し賽銭のような収入もあったと考えられるので、秀司はこの時期、教祖の活動には関わっていなかったのではないかと考えられます。これは中山家の当主であった秀司にしてみれば、ゆゆしき問題であり、慶応3年に吉田神祇官領から自分名義の裁許状を取ることで、中山家の宗教活動に関わる経済的利益を我がものとする事が出来たのです。

## 実践される教理 布教の一手段としての「貧に落ち切れ」

教祖伝は「貧に落ち切れ」を明治16年から説き続けていますが、史実的には中山家の経済が「貧」と云われるような状態に落ちたことはなかったのではないかと考えられます。史実的には否定されるこの「貧に落ち切れ」教理が、天理教布教史の中でどのような影響を与えたのかを次に見ていきましょう。

### 明治18年「改正諭告」には「貧に落ち切る」＝献金は問題とされていない

**改正諭告** 明治18年4月29日、「天理教会結収御願」を大阪府知事宛提出したが6月18日に却下された。5月23日には神道事務局より直轄六等教会設置の許可を受けたので、7月3日大阪府知事宛再度出願に及んだ。その時に提出された書類の一つに、この「改正諭告」がある。（『天理教学研究』21号.P93.早坂正章.「親神称名私考」.1981）

改正諭告 // 第一条 / **病者祈禱を請ふことある時** 或は医薬ハ神意に悖ると云ひ 或は之を服用するハ敬神の実意にあらずと唱へ 其服薬を制止するものあるよし其聞えあり 以ての外のことなり 抑医薬は大穴持少名彦命の創め玉ひしものにて 果たし病痾に臨んで服用すべからざるものならば二神何ぞ之を作り給はんや かゝる心得違ひより終に不治の難症に陥り或ハ貴重生命を失ふもの其数に乏しからずと云 是豈神意ならんや 果して此の如きことあらば衛生の妨害をなすこと瑣少にあらず 爾後病者祈禱を請ふことあるときハ医薬を服用したる証拠あるものに限り教師之を執行し其未だ服薬せざるものハ諭して**先づ医師の診察を請はしむべし**

第二条 / 従来吾奉教主神を総称シテ南無天輪王命と唱へたり 是中頃僧侶の浸領したるより此称あるものにて 南無の言たる梵語なり 天輪王命たる神名にあらず、爾後古号に復歸して **天理大神と尊称すべし**

第三条 / 従来**十二下り手踊りを行ふに老若男女混淆し 加ふるに遊戯に類するの形様あり** 豈畏縮の至りならずや 爾後手踊の名を改めて神楽と称し且其舞するものは 必ず**十五才以下の男女と定め** 其衣服ハ男子は白衣に指貫を穿ち上に黒色の狩衣を着し 女子ハ白衣に緋袴を穿ち 上に黒色の襲衣を着し 謹で奉勤すべし

第四条 / 中山新治郎の祖母を従来神様と尊称せり 是全く本教を篤信するの然らしむる所と雖ども**人を称して神となすは世法ノ許さる所なり** 故に私に之を教主と崇むるハ可なり **之を神と尊称すること勿れ**

右の通り改良いたし候間嚴重に守らるべく候なり / 明治十八年七月 神道天理教会創立事務所 ㇏

▽ 改正諭告第一条は、**医薬の問題**である。医薬を用いず病が治ると思っていることは迷信の類で、文明国に相応しいものではない。列強に追いつけ追い越せをスローガンに、ひた走りに走っている明治政府は、祈祷禁厭による冷病行為を厳しく禁じた。こうしたことが第一条で記されているのは、とりもなおさず、**天理教の教えによって、奇跡ともいふべき病たすけの実が各地であらわれていたことを示すもの**である。

第二条は、**神名の問題**である。天理王命という神はない、というのが当局一貫した態度であった。弁難を受ける大きな要因がここにあった。しかるに、天輪王命と表記した時期もあるが、それを古号に復帰し、**天理王神と総称するとの意**である。

第三条は、**十二下りの手踊りは男女混淆**であるとの指摘から、おつとめの衣服を定め、それも**十五歳以下のもの**で勤めることとしたのである。

第四条は、**おやさまを神様と呼んでいるが、人を神と称することはならない**として、以後、**教主と呼んで崇めること**にした、ということである。しかし実際に、おやさまを教主と呼んだことがあるのかどうか。明治十七年三月、おやさまが奈良監獄署での十二日間の拘留を終えて、お帰りになるとき「猿沢池の附近では、お迎えの人々が一斉に拍子を打って拝んだ。取締りの巡査が抜剣して、人を以て神とするは警察の許さぬ処である。と、制止して廻ったが」と『教祖伝』(272頁)に記されている様子が思い起こされるが、おやさまを「教主」と呼んだという事実を見出すことはできない。こうしてみると、**天理教が官憲からいつも問題視されていることがらに關しての〈改正〉諭告であるということが出来る**のである。

(『天理教教理史断章』(安井幹夫.伝道参考シリーズ25) P13)

「改正諭告」は明治18年に大阪府知事宛に出された書類で、安井氏が記すように「天理教が官憲からいつも問題視されていることがらに關しての〈改正〉諭告」です。

この文書が天理教史上で持つ意味として重要なのは第二条で、「天輪王」を「天理王」に替えたことです。

「貧に落ち切る」=献金の問題は、この文書にはまだ出てきません。明治16年の教祖伝にある「貧に落ち切る神の意志」はまだ実践されていなかったと考える事が出来ます。

教祖が身を隠された明治20年以降、天理教の布教師は全国に散って布教を始めます。下の文は明治25年頃の東京、埼玉での様子です。人が寄る教会が必要だから、その資金を信者が出す、お金のある信者はその規模に合わせてポンと出す、賽銭が集まったら上級へ持って行くというような考えはなく、みんなで使ってしまうというような状況だったようです。

明治25年4月25日、浅草講社は御本部のお許しをいただいて浅草支教会となった。このとき、浅草南講社は浅草支教会の管轄となった。南講社から道の伝わった埼玉県八条村立野堀の信者たちは、浅草支教会の管轄となり、浅草支教会と同じ日、立野堀出張所のお許しをいただいた。

これを機会に、浅草支教会は山川町に移転することにして、普請を開始した。立野堀出張所では、居宅を改造して神殿とし、同年6月27日には開蒔式を執行し、浅草支教会は教堂の新築を待って、9月17日・18日の両日にわたって行なった。

このころでは、埼玉県の立野堀、四丁野、大沢、粕壁、春安、青柳、蓮田、野田、牛重などの信仰もはじまっており、すばらしい勢いであった。

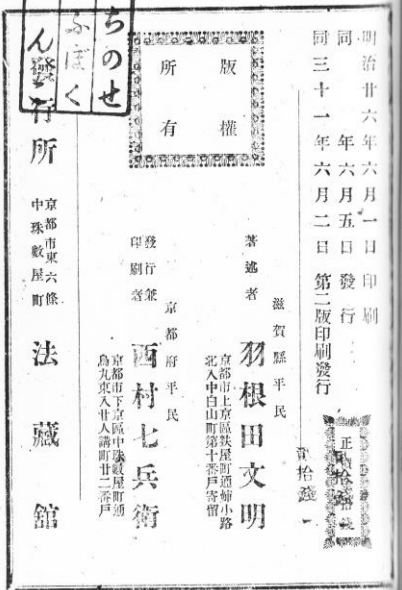
だが、教会運営の経済力となると、さすがに旧吉原講社が握っていたようである。山川町の教堂建築は2,000円かかったといわれる。その金は、埼玉県下の信者たちからも、多数の信者が浄財を運んでくれた。だが、建築費の大半は、旧浅草講社の数人のものによってまかなわれていた。だが、土地は借地であった。これは少し後になるが、この土地を中米楼の女将赤倉すま姉が3,700円で買収して教会へ寄付した。農村の金と吉原の金とは、そのように違う。万事そんな調子だったという。

お祭になると賽銭があがる。献金などという考えのなかったときで、処置に困って遊びにくれてやったという話がある。お祭あとの直会で、村松万蔵氏が隅田川の向うの別荘へ役員たちを招待して、ゆっくりやったこともあるという。とにかく、一夜千両といわれたあぶく金で生きていた人々であるから、気がむけば農家の一年分の収入ぐらい一人で出す人が相当いたらしい。

これが加藤新兵衛のいう東京風の運営方式かも知れない。自由で、拘束されることなく、心のままを行なって楽しむ。そして**人に負担をかけない。部下の献金を問題にしない。だから、みんなから喜ばれたに違いない。**

関東人は、かかる処置を喜ぶ。日本橋、京橋、深川、芝、麻布、本所などの諸教会の場合も、江戸っ子の集りだけに自由の愛好者たちであり、かかる処置を望んでいたことであろう。（『天理教伝道史Ⅶ』P40. 高野友治. 1968. 道友社）

明治26年刊の天理教  
批判文書に「第一節」  
が出ている



にあらざる若此の如き卑劣なる俗踊を稱して之を神樂といふならば彼の力  
ツポレ踊りも神樂といはざるを得ず又謠ひ踊りて疾病の平癒し財金の得  
らるゝものならば彼のヘラク踊り子は皆無病にして金満家となるべし  
且其手踊りの唱へに悪きを拂ひて助けたまへ天理王の命といふ其悪きと  
はいかなるものなるやと問ふに八個の塵埃なりといふ其八個とは一に惜  
二に欲三に可愛四に憎五に慾六に高慢七に恨八に腹立是なり以上八個の  
ものは吾人を損害するものなるが故に之を塵埃といひ神の威力を以て之  
を拂ひ除んことを祈るなりと余曰此八個のものを拂ひ除きて其余に助て

P23

智妄信の固結團いかんともずること能はず實に恐るべし又或る所の村童  
余に戯れて曰く天理王の踊りに悪しきを拂ひて助けたまへ天理王の命と  
唱ふるは彼は屋敷を拂ひて田賣たまへ天貧乏の命といふ意ならんといへ  
り實に左もあるべし該教徒は概ね家屋敷を拂ひ田畑を賣り自ら無一物の  
命となりて狂ひ踊るは彼等が常態なり豈國家の前途を憂る者誰か之を撲  
滅の方法を講究せざらんや

P48

天理教批判文書である『天輪王辨妄』に「屋敷を払ひて田売りたまへ天貧乏の命」という「みかぐらうた」第一節「悪しきを払ひて助けたまへ天理王の命」の替え歌が出ています。これから、明治26年当時、天理教は「貧に落ち込め」を実践していたように思うのですが、おかしい点もあります。それは、第一節が天理教内で広く行われるようになるのは大正になってからで、明治20年代には第一節は本部発行の「みかぐらうた」には載せられていましたが、信者の間では行われていなかったと思われるからです。そうするとなぜ『天輪王辨妄』に第一節と「貧に落ち切れ」教理が出ているのか、不思議な気がします。

第一節が教内に現れるのは明治15年頃で、「貧に落ち切れ」は明治16年です。そしてどちらも一般信者の間には普及しなかったと思われます。そこで両者を普及させたい本部関係者が、批判文書という形をとって、両者が教内で広く行われているような印象を与える内容の本を作った、作らせたのではないかという、にわかには信じがたい推測が私の頭に思い浮かびます。

そもそも、本の題名が『天輪王辨妄』であるのに第一節が引用される部分の神名が「天理王」なのも不思議な気がします。「天輪」から「天理」に替わったのは、明治18年の「改正諭告」からで、それも本部で作られた書類などの神名が変わっただけで、信者は従来通り「天輪王」と唱えていたでしょう。だから題名は『天輪王辨妄』なのです。ここを『天理王辨妄』にしたのでは、批判対象がぼけて分からなくなってしまう。

## 大正5年10月26日以降に「第一節」が行われるようになった

天理教史では、第一節は明治29年に秘密訓令の関係でつとめることを止め、第二、三節のみが行われて、大正5年に第一節が再びつとめられるようになり、それが現在まで続いていることになっています。

29年になぜ第一節を止めたかという、神名の問題だとされていますが、明治33年に書かれた『御神楽歌釈義』(中西牛郎作とされる)には、第一節の解釈がちゃんと出ていて、神名を説明しています。一派独立するために書かれた本ですから、これで「神名」の問題はクリア出来ているはずで、明治29年の段階でも「神名」の問題は、さほど問題にはならなかったのではないかとも思えます。とすると、明治29年の時点では、第一節は行われていなかったのではないかという疑問が出てきます。第一節が復活したとされる大正5年は、初代真柱が亡くなって2年後、2代真柱は、まだ13歳です。第一節の復活は、真柱が関与せず、摂行者であった山澤為造が決定したと思われる。復活したのではなく、この時に初めて第一節が行われるようになったのではないかという事です。29年に止めたということは、おさしづに『あしきはらい』二十一編を止め』という表現で出ています。しかし、復活する時期は、例えば一派独立したときとかでもよかったです。ではないかという気がするのです。

明治20年の段階で第一節はつとめられていたのかどうか、教会本部は、同21年発行の本に第一節を入れましたが、一般の講元、信者、さらに本部の祭典でそれは受け入れていたのかどうか、疑問に感じる点です。

2024.03P22

おつとめの復元 この年、即ち、大正五年十月二十六日の秋季大祭より、明治二十九年、内務省訓令以来の、おつとめ、『ちよとはなし』と、『かんろだい』のみなりしを、元々通りに改められたことは、特筆すべきことであった。思えば、実に二十年ぶりの復活である。道全体の喜びは、言い知れぬものがあった。  
(『潮のごとく一天理教教会略史. 上』 P173. 上村福太郎. 1959)

### 御神楽歌釋義

#### 發端

御神楽歌全部凡十二段ニシテ此ノ十二段ノ冒頭別ニ一篇十一章アリ即チ此ノ發端是ナリ本文元來發端ノ稱題ナシ今釋義者發端ト題スルモノハ教祖嘗テよろづよ章即チ第四ヨリ以下八章ハ十二段ノ端緒ナリト心得ベシトノ給ヒタルニ基クナリ

あしきはらいはらうてたすけたまへてんりわうのみよと

此ノ章ノ大意ハ神ニ祈禱スベキ要件ヲ以テ我等信徒ニ示スナリあしきはらいはらうてたすけたまへ發端第三ハ願クハ我等一切ノ惡事禍事ヲ祓ヲハセ我等ニ靈救ヲ與ヘ給ヘノ義ナリてんりわうのみよと

第九段第八天理ノ源ニシテ生成化育ノ天理ヲ以テ我等人数ヲ司配シ給フガ故ニ天理大神ト稱スルナリ

あしきはらいハ惡事禍事ヲ總括シテ之ヲ云フ蓋シ惡事ハ精神的罪惡ノ謂ナリ禍事ハ物質的禍害ノ謂ナリ凡ソ此ノ二者ハ我等人類ノ生存及ビ幸福ヲ妨礙スル所以ノモノニシテ神意ニ出ルニアラザルナリ然レバ此ノ二者ヲ消滅スルハ我等人類ノ希望ナリ亦上天靈救ノ目的ナリ

明治三十三年一月訂正

天理教會本部編述

明治33年発行『御神楽歌釈義』「第一節」が出ている

明治29年に教会本部前で売られていたらしい『天下一品美嘉具羅歌』は第二節から始まっているように書かれています。ということは、本部に参拝に来る人達は第二節からの「みかぐらうた」本を使っていたということで、第一節は一般の教師、信者、さらに本部の祭典でも称えていなかったということになります。明治29年に「第一節」を内務省訓令の関係で止めたのではなく、それ以前もやっていなかったのです。

『天下一品美嘉具羅歌』 明治29年.筒川すゑ子

【奥付】明治二十九年二月十七日印刷

明治二十九年二月廿二日発行

著述 滋賀県愛知郡知川村 筒川すゑ子

発行者 滋賀県蒲生郡南比都佐村大字下駒月八十七番地 増井久治郎

印刷 大阪市東区和泉町二丁目八番屋敷 前野茂久次

発行所 滋賀県甲賀郡水口町（御城内） 益智新友社

売捌所 大和国三島天理教会本部前 高田商店

### P8 ◎御神楽歌の疑ひに就ての話

みかぐら歌の文句に就ては尤も世人が疑ふ所にして今其項目を挙げば左の如し / ちよとはなしかみのゆふこときいてくれ

此一節に於ては種々に疑を起せり曰く神が言ふか假に言ふとするもきいてくれといふが如き神は力の鈍きものなりとこは是**みかぐら歌の最初の處なれば**尤も意を用ゆべき所なるに世人は何故に斯く之を軽く見なすや神とは誠と正直にして最もすぐれたる性質を有せり故に其言葉はよく理に合ひたり爰（こゝ）を以て教祖は殆んど神性を有せりさればその言ふ所は之を神言とするも不可なし教祖自身も大（おほい）に理性を感受せられたれば次に絶妙なる文句が顕はるゝなり

大正5年以前の東本大教会では、「ちよとはなし(第二節)」からおつとめをしていたとあります。これは教会本部の見解でも、明治29年から大正5年までは第一節はつとめられていなかったことになっているので、何の問題もないように思えますが、明治29年以前にもやっていなかったのではないかと疑わせる記事です。

### 東本の朝づとめ夕づとめ

東本の朝・夕のおつとめには拝殿が熱気に包みこまれていた。その夕づとめの状景を、さらに具体的に言うと、次のようになる。

.....東本の朝・夕のお勤めは実にたいした参拝者であった。その頃（註・大正五年以前）の拝殿は天井も低いし継ぎ足しであったが、夏の夕勤めなどは浴衣がけで参ってくる人々の人いきれでムームーするくらい.....。やがて拝殿の左手の廊下からお出ましになる会長様が、はりきった元気のよいお声で「皆さん、ご苦労さん」と仰有って、おつとめに上られる。拍手が一斉に鳴る。拍子木は響く。その音につれて流れる会長様のお声に満堂ただ魅せられるように「**ちよとはなし...**」から**らおつとめをさせて頂く**.....。（「佐津川準「とうほん」七号）

—中略—

\*明治二十九年の**内務省訓令**以来中止になっていた初めの「二十一ぺん」のおうたは大正五年十月二十六日に復元した。従ってこの記事は、それ以前の模様を書いたものである。（『東本大教会史第一巻』P401）

「寄付」を問題点として挙げる明治29年の「内務省訓令」に対し、教団は「寄付」について対応策をとっていない

明治29年4月6日に内務大臣吉川顕正から天理教の取り締まり強化のために公布された訓令で天理教では「秘密訓令」と呼ばれています。この訓令の中に、「殊ニ金銭募集ノ方法ニ付テハ最モ注意ヲ周密ニシ」とあり「貧に落ち切れ」教理が教内で実践され始めていることが感じられます。ただ、これに対して天理教は何らの対応策も取っていないようです。

それに対して、御幣を神鏡に替えるというのは、神道化の推進で、これは実際に行われたことを確認する事が出来ます。

「内務省訓令」を「天理教に対する弾圧」とするのが教内外の一般的な見方ですが、教団はこの「訓令」を天理教をより神道化するために利用し、「貧に落ち切れ」教理に関わる「金銭募集ノ方法」は温存されたのです。「おさしづ」の『あしきはらい』二十一遍を止め」というのは、「つとめ」の史実から考えると、昭和2年の「おさしづ」公刊時に書き加えられた可能性があります。

## 内務省訓令全文

近来天理教ノ信徒ヲ一堂ニ集メ、男女混淆動モスレバ輒（すなわ）チ風俗ヲ紊ルノ所為ニ出デ、或ハ神水神符ヲ付与シテ愚昧ヲ狂惑シ、逐ニ医薬ヲ廢セシメ、若クハ紊リニ寄付ヲ為サシムル等、其ノ弊害漸次蔓延ノ傾向有之、之レヲ今日ニ制圧スルハ最モ必要ノ事ニ候条、将来ハ一層警察ノ視察ヲ厳密ニシ、時宜ニ依ツテハ公然会場ニ臨ミ、若クハ陰密ノ手段ヲ以テ非行ヲ挾摘シ、其刑法警察令ニ触ルルモノハ直チニ相当ノ処分ヲ為シ、又其ノ然ラザルモノハ、必要ニヨリテハ祈禱説教ヲ差止メ、若クハ制限スル等臨機適宜ノ方法ヲ用ヒテ、其取締ヲ嚴重ニシテ殊ニ金銭募集ノ方法ニ付テハ最モ注意ヲ周密ニシ、且其ノ状況ハ時々報告スベシ、尚神仏各宗派ニシテ禁厭祈禱、風紀並ニ寄付金ニ関シ天理教会ニ讓ラザル弊害アルモノモ可有之、是亦同様ノ取締ヲ為スベシ

明治29年4月6日 内務大臣 芳川顕正

（『天理教事典第三版』P813）

## 訓令についての「おさしづ」

本部の内務省訓令への対応は、この「おさしづ」に依っているとされています。

明治二十九年五月二十日

五月十八日会議案の点に付願

第一、朝夕の御勤今日より「あしきはらい」二十一遍を止め、「ちよとはなし」一条と「かんろだい」の勤三三九遍とに改めさして頂き度く願

—中略— 子供可愛から、どのような事情も受け取ってやろう／＼。

第二、月次祭には御面を据えて、男ばかりで「ちよとはなし云々」、「かんろだい」二十一遍とを勤めさして頂き度く、次に十二下りを勤めさして頂き度く、鳴物は男ばかりにて、女の方は改器なるまで当分見合わせ度く願

さあ／＼だん／＼に尋ねる処、理は一つの許ししよう。—中略—

第三、守札これまで出しましたが、この度政府より喧しき故、鏡に致して宜しきや、御幣に致して宜しきや願

—中略—

押して、神鏡にさして頂き度く願 / それは、その心に一つ委せ置こう／＼。

第四、天理王命の御名、天理大神と称する事願

—中略— 心の散乱思うから、これまでの処皆見許したる。—中略—



## 『人間の運命』に描かれた「貧に落ち切れ」を実践する布教師

芹沢光治良は明治29(1896)年生まれなので、明治35年は6歳くらいです。その頃、光治良の父は全財産を教会に寄付し、光治良を祖母の元に残して、教会での住込み生活を始めます。そこから芹沢家の貧乏生活が始まり、「天理教を信心すると、貧乏になるという噂がさかんに」とび「天理教は貧乏神」と呼ばれるようになったのだと祖母の話として書かれています。また「財産をみんな神さんにあげなくても、信心ができたのではなかったか」とも書かれています。教祖の史実から見れば、財産を施すことなく人をたすけることで信者ができたのですから、こちらが本来の「ひながた」でしょう。

祖父は祖先からの森家の名誉のために、その家屋もこわして、転心するように、父にもとめた。明治三十五年の夏から秋にかけての出来事だったと、八矢さんは話した。

「いろんな病人が集ったが、お父さんは偉かったですよ。トラホームでしょうな、目やにで目のふさがっている子供が来たところ、その目やにを、お父さんは舌でなめてとってしまったですからね。お授けをして、二回舌で目をなめてやると、真赤な目がよくなったから、不思議でした……夜おそく、毎夜のように山根村から癩病患者が頬かぶりをして、来てね。居あわせた人は後ずっさりしたが、お父さんはお授けをして、うみを拭いてやったり、お紙をはったりしたものだが、消毒もしなかったですからね。その人は喜んで帰って行ったが……お父さんは自分を完全になくしていられた。おじいさんが転心をもとめた時には、お父さんも曲り角に来ていると覚悟していたのでしょ。おじいさんの求めで、すぐ決心して、病人の集る家屋をこわしたが、同時に、**全財産をすてて、無所有の生活にはいることにきめた**から—おじいさんの希望はただの信徒になって、人助けをやめることであったが、その正反対の転心をしたわけだった。私は今も覚えていますよ、お父さんがその時に話してくれたことを。祖先の財産の上にあぐらをかいて、立派な門構えで、人を助けるなんて、神様のよろこばれることではないと、今度はっきり教えられました。教祖様のように貧の谷底におちて、みんなと同じ苦勞しなければ、人間のほんとうの生活もわからないし、人を助けるなんて、全くおこがましいことです。私は神様の示した道を正直に歩いて行くつもりだ—それから間もなく、お父さんはこの部落をすてただけけれど……」（『人間の運命第一部第一巻. 父と子』P117. 芹沢光治良. 1962. 新潮社）

祖母は考えにふけていたのだ。それ等のことは、昨日のことのよう辛い痛みを感じずるが、遠いことで、苦しい生活の埃がさんざんつもって、何が真実であったか、どう話したら、あやまりなく伝えられるか、わからないことばかりで、祖母自身、誰かに聞いてみたいくらいであった。長男夫婦が家督をついで間もなく家や両親や同胞をすてて、故郷を出るといるのは、異常な前代未聞のことであったが、どうしてわが家にそんなことが起ったか、天から降ってわいた不運のようで、未だに、わけがわからないのだった— ↓

↓ 「天理教を信じたからだったろうかね。部落に念仏宗や法華宗の衆ばかりで、天理教に反対したからというけど……おじいさんのお葬式の時に、改式することにして、はじめて法華宗の衆が、お葬式に手伝わないなんて言い出したが、それもすぐ話しあいかついたし……常造が財産をすてるまでは、部落の衆もみんな、助けてくれと言って、毎日来ていたもんね。財産をすててから、屋敷の隅に会堂を建てて、宣教所の認可を申請した頃から、部落の衆の反対が、はじめたのじゃないかね。天理教を信心すると、貧乏になるという噂がさかんにとんでね。御殿場でも、佐野でも、三島でも、天理教を信心したばかりに、誰が貧乏になった、誰が食えなくなったと、そんな噂ばかり聞くようになって、「屋敷をはらい、たすけたまえ、てんびんぼうをかつげ」なんて、大きな声で言われたのも、その頃だったが……天理教は貧乏神だ、そんな貧乏神に、部落に坐りこまれたら大変だって、部落の衆がさわぎ出して、夜になると、教会へ石を投げつけたり、馬糞を投げ入れたりする若い衆もあって、苦しいことばかりでした。教会設置の認可申請を、幾度しても、県庁から却下になって、それも調べてみると、その頃の村長さんが部落の岩津さんの先代で……いつでも、認可しないように、知事さんに意見書をつけて出していたことがわかってね。これでは、この部落では公に信心もできないからと、涙をのんで、常造は部落をすてる覚悟したようだが、その時、残ってた屋敷も、みんな売りはらって—」

祖母は声をつまらせた。その時の悲しい思い出が胸にせまったからか、盲いた目から涙があふれた。次郎は中学校の二年の時、八矢さんから聞いた話とちがう内容に、やはり心がふるえた。

「むらの衆は貧乏がこわかったんだよ。信心がどうの、こうのではなくて……第一、むらには信心なんてものは、なかったものね。鎮守の杜や地蔵さんをお詣りするぐらいのことが、信心だったもんね。私は常造がすてた財産には未練はありませんよ。だが、今でも、本気に疑うことかあるんだよ。財産をみんな神さんにあげなくても、信心ができたのではなかったかって、ね。神さんにあげるといって、まるで、狩野川へでも投げすてるようにして、財産をどこかに消してしまわないで、その財産で、むらの貧乏な人々を助けながら、信心していたらば、むらの衆も喜んだし、信心もわかって、しあわせになれたろうし、その方が、常造だって故郷をすてないで、ほんとうの信心ができたのではなかろうか、ね。信心で貧乏になっても、貧乏は苦しいことには変りはないもんね。とくに、急に貧乏になったから、その苦しさが辛くて、こたえて……そのために、おじいさんとおちかがつづいて死に、私も目がつぶれるようなめにあったが、その時、むらの衆の嘲笑は、今でもよく覚えているけど……信心したって、死んだり、目がつぶれるじゃないかって、笑ったけど、ほんとうは、信心には関係ないことなのにね。神さんは決して、貧乏でなければ助からないなんて、仰言るのじゃなくて、お金のことで人間を苦しめたくないだけだよ。神さんは誰にも、あしたの心配がなく暮せるように、らくにしてやりたいんだよ。人間に陽気ぐらしをさせたいために、人間をおつくりになったと、いうのだもんね。貧乏ってことは、いいことでも、きれいなことでもないもんね……『人間の運命第一部第四巻. 出発』P32. 1963)」

## 教会、本部の普請に使われた信者の財産

芹沢家が所属した岳東の神殿完成は明治34年(『天理教事典教会史編』による)です。『人間の運命』の記述を読むとかなり立派な建物だったようです。この神殿普請のために、岳東では当初集まった普請金は本部にお供えし、実際の普請費用は再度集めなおしたようです。芹沢家がお供えをした全財産もこの普請金になったのでしょうか。

岳東分教会の月次祭には、山口棟梁も早休みして、参詣するし、叔父の船が鮮魚を供物に届けるために、部落から信者が数人参詣するが、次郎はその人々と行をともしなかった。部落から五六軒あるが、黒瀬橋をわたり、旧東海道の松並木路を東へのぼって、左へ田圃路へはいれば、お城のような教会の建物が遠くから見える。三四千坪の風敷が、白色の築土と黒塀にかこまれて、正面に巨大な黒の鳥井門が開いていた。その門前で、一時頃から一郎が待っていた。／次郎は門前から教会を見たとき、その規模の壮大なのに、どぎもをぬかれて、三島の官幣大社よりも、社屋も境内も大きいと、先ず感心した。一郎は次郎が初めての参詣だと知ると、祭りが始まらないうちに案内した。 —中略—

「これだけの建築をするのに、どれだけ信徒が苦勞したか。考えられないくらいだよ。奥州の或る村では、全村四百戸の信徒が、田地田畑を売り払って、お金を米俵につめ、二頭の馬にのせてはこび、馬ごと供えたという話が、残っているからね」／「どうして、こんなに大きな教会が必要なんだろう」／「たくさん人が集るからだろうが……月次祭は月に一度で、ふだんにはあまり人も来ないから、こんなに大きくしないで、芝生の庭か何かにしておいて、月次祭の時にはテントを張ったって、すまされるけれど」／「お父さんが財産を神さんにみんなあげたというのは、この建築のためだったんですね」／「ここの建築のためばかりではなくて、**本部にあげたんじゃないのか**」／「本部って、ここより大きいですか」／「もちろんそうだろう。行ったことはない、が……こんな大きな教会を建てたので、維持費がたいへんだが、それも、みんな信徒が負担するんだからね」／「神様は大きな教会が好きなのかね」／「神様の家はこの宇宙だもの、建物なんかいらぬさ。人間が大きな教会を建てたいのさ」 (『人間の運命第一部 第一巻. 父と子』 P226)

**神殿ふしんと支教会昇格** 明治31年秋頃には、部内出張所はほとんど神殿建築を完了していたが、嶽東は設立当初のままで、手挟で粗末であったので、部内相談の結果、神殿建築費としてたちまちかなりの額が集まった。初代会長は、嶽東がこのように結構に栄えたのは、ひとえに「おちば」のお陰であるから、**この費用をおちばに供えたいと信念を述べて、真実を含めてお供えした**。翌32年4月23日、大岡村字中石田2488番地に移転の許しを頂いた。敷地は2,726坪(8,963㎡)で、年内に整地した。越えて33年1月12日、建築の許しを得て着工し、翌34年2月、堂々たる神殿と客殿、会長室、事務所、その他合計8棟、建坪150坪余(497㎡)が竣工した。(『天理教事典. 教会史編』 P154)

教会の普請と共に、御金が掛かるのが教会設置時です。布教師が布教してまとまりが大きくなれば、教会設置となります。天理教ではこの時に上級教会や教会本部に多額の献金が必要になります。

明治24年10月に、高知の信者たちは、島村菊太郎を会長にして、高知分教会を設置し、本部直轄教会となった。

もともと高知の島村菊太郎は、大阪で入信し、真明組（今の芦津）の信者であった。入信後すぐ高知に帰って布教したが、芦津の方から芦津の布教師が、入れかわり、立ちかわり布教に出かけ、島村の布教を応援した。その出張費は、講元の井筒梅治郎が出していた。

井筒として、高知が教会をつくるなら、当然、芦津分教会部属高知支教会となるべきだと思い、そうしたいと思っていたと考えられる。というのは、兵神にしても、山名にしても、東にしても、もともと真明組の信仰を引くもので、その布教において、芦津の方から修理肥をしてきたところである。従って部属となると思っていたはずなのに、いざ教会設置となると、いずれも本部直轄となっている。それで、こんどこそは、高知だけは芦津の部属となるだろうと思っていただろう。それだけに井筒梅治郎としては私財をつぎこんだ。それが本部部属になった。井筒としては釈然としないものがあっただろう。

このときの「おさしづ」がある。兄が弟の手伝えをしたものと思ってくれ、と仰せられている。

高知の信者たちとしても、芦津のお世話になったことを十二分に知っているのだから、教会設置につき、これまでのお礼として、芦津に4,000円、教会本部に2,000円献納したといわれる。併せて6,000円、その他にも入費がかかったと思う。これは大金である。

なるほど高知は、米が二度とれる、鯨がとれる、鰹がとれる、薩摩芋がとれて豊かだといっても、一ぺんに6,000円のお金をととのえることは大へんの業である。いずれは、一時的にしても、銀行か、町の商人たちから借りてととのえたものでないか。

これが、この後の教会運営にどう響いたものか、私は詳しい話は知らない。（『創象16』P10. 高野友治. 1983. 私家版）

## 献金は教会本部、神道本局へ上がり、国の戦費としても使われた

普請、教会設置のほかに、天理教は、一派独立のために、神道本局や国に多額の献金をしたようです。国には戦争への戦費として多額の国債購入をしていました。

信者たちが、命がけで捧げた金はどこへ行ったのか。献金をめぐって東北地方では、何カ所かで警察拘留問題があり、未決へ収容されたものもあり、これは関東にもあり、近畿のある布教者は、奈良監獄で出直している。

その金はどうなったのか。

どうも明治41年11月27日の天理教一派独立運動に関係があるのでないかと思う。それまで天理教会は、神道本局の部属だった。それが、このとき神道本局から分離して、国家公認の神道一派天理教として独立したのだ。

国家の公認の宗教になるためには、それだけ国家に貢献する実を形で示さねばならなかったのではないか。

そんなとき、たまたま上村福太郎著「潮の如く」（上）を見ていたら、天理教が明治37年に国債を250万円応募したという記事を見た。

更に、3月8日夜、本部員会議に於て、国庫債券の募集に応じ戦費を補うべく議決したが、これが応募総額は、実に250万5千円以上に達し、又、別に、恤兵(じゅっぺい)金額は、1万2400円以上であった。」(74ページ)。ただし神崎一作著「神道六十年史要」では恤兵金額は「120万円以上に達し」と記している。(同書160頁)。

それで、これなる哉と思った。250万円というと大きい金だ。日露戦争の戦費が、ある本では20億いったと書いてあった。そうすると250万円は、その800分の1に相当する。

その国債購入のことは、天理教の直轄教会史、部属教会史には出ていない。

それはどういうわけであろうか。

多分みんなは神さまのためとって上げたものだと思う。それが、天理教教会本部に上がり、神道本局に上がり、お国のお役に立っていたものと思う。(『創象16』P12. 高野友治. 1983. 私家版)

天理教では、大正5年の30年祭前に神殿(現在の北礼拝場.大正2年竣工)、教祖殿(現教祖殿.大正3年竣工)、50年祭(昭和11年)前に南礼拝場(昭和9年竣工)、昭和29年からは神殿を取り囲む形の「おやさとやかた」の建築が始まり、昭和30年に真東棟が竣工し、現在までに24棟が完成しています(全棟完成時は68棟)。ただ2005(平成17)年を最後に、それ以降の新築はありません。本部以外の主要教会も神殿建築を継続しており、これらすべての費用は教会、信者からの献金によって賄われています。この献金は「貧に落ち切れ」という「ひながた」に基づいているわけですが、この「ひながた」が教祖本来の教えではないとしたら、だれがこのまやかしの似非教理を作ったのでしょうか。

**借財に苦しむ教会** / 大正5(1916)年、教祖30年祭が執行されたが、全国から〈ちば〉に集った信者は15万人に達したといわれている。30年祭に先だって本部神殿、教祖殿などが新築されて、東洋一の木造建築物の偉容をほこった。神殿用の木材や費用は、全国の教会から競って寄贈されたもので、その莫大な費用をひねり出すために、山のような借財をかかえこんだり、貧窮に落ちこんだ教会もすくなくない。/ この30年祭の1年前、初代〈真柱〉の中山真之亮が〈出直し〉た。一部の信者のあいだでは、本部神殿の新築のため各級教会を“搾取”しすぎたので、親神の怒りにふれたのだと、まことしやかにささやくものもあった。それほど本部の造営には、莫大な金が必要だったのである。(『天理教』P224. 青地農. 1968. 弘文堂新社)

昭和40年も終りにちかい頃、私はふたたび天理教本部をおとずれた。昭和41年におこなわれた教祖の80年祭をむかえるために、建物はますます広壯をくわえたが、私がそこに見たものは、天理教の信仰の危機でしかなかった。/ 天理教本部の大建築が象徴するものは、教団本部の富と権力の巨大さと、本部にしぼり取られる信者たちの献金の重さである。「貧に落ちきれ」とさけば、「表門がまえ、玄関づくりでは助けられん」と説いた教祖みきの精神は、いったい、どこに復元されたのであろうか。そして「教祖にかえれ」、「教祖の〈ひながた〉を踏め」と命じた最高幹部の言葉はいったい、どこへ空しく消えうせたのであろうか。

天理教には「本部貴族、末端長屋」という言葉がある。教祖の〈ひながた〉を踏むことを、ただ一つの信条として、貧窮のどん底のなかで、布教の第一線に立っている人びとは天理教にいないわけではない。彼らは一個のパンと水だけで飢えをしのぎ、信者たちの献金のほとんどを教団にささげ、文字どおり貧に落ちきっている。/ 教祖みきの信仰の火は、こうした人びとによってまもられ、受け継がれているとあってよい。天理教の信仰は、教団本部の幹部たちによってではなく、第一線の布教者たちによって辛くもささえられているのである。しかも、こうしたパイプを通して吸いあげられた献金が、いたずらに壯麗を誇る大建築となり、幹部の貴族化と信仰の墮落を促進している今日の状況は、なにを物語るであろうか。

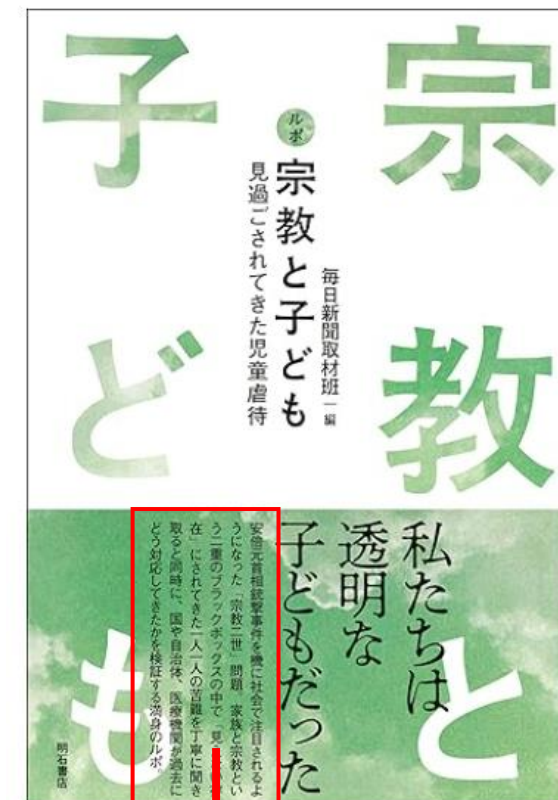
一言でいえば、本来は信仰のための教団であるべきものが、いまや教団のための信仰へ変質しているのである。今日の天理教の危機は、教団と信仰との本末転倒によって引き起こされた必然の産物だとあってよい。(『天理教』「まえがき」P4. 青地農)

## 「反社会的行動」としての拠金(寄付)

教祖の御苦勞は明治7年暮に山村御殿に呼び出されたのが最初です。この時は教祖が説く教理そのものが理由になり、教祖存命中、17, 8回警察等に行かれたと伝えられています。教祖が身を隠されたのちの弾圧としては、明治29年の内務省訓令が挙げられます。この時の理由は「神水神符ヲ付与シテ愚昧ヲ狂惑シ、逐ニ医薬ヲ廢セシメ、若クハ紊リニ寄付ヲ為サシムル」で教祖の教えから離れています。これに対応して教団がやったことはより国の神道政策に迎合するかであり、明治41年に一派独立し、大正期には国に従順な教団として社会的な地位も獲得します。しかし、昭和3,13年に天理教から派生した「ほんみち」が不敬事件を起こしたことから国の監視対象になっていきます。下の文はその時の状況を『特高月報』などから分析したものです。当然教理などの監視も行われるのですが、それと同時に監視対象になったのが「不当醸(拠)金や医薬妨害など、社会的非難を招く行動」でした。教祖の史実にはない「貧に落ち切れ」教理は、不当な拠金、献金、寄付として社会からも問題視されてきたのです。

『特高月報』及び『思想月報』における記述から伝わってくるのは、政府当局による天理教への過剰なまでの干渉的態度であり、同時に、天理教による政府当局への過剰なまでの従順的姿勢である。このことを我々は今日の国民主権の観点から断罪することはできない。総力戦体制下にあつては、国家権力に対していかに対抗も抵抗も不可能なのである。大本教団や天理本道が大規模検挙され、教団そのものが壊滅的危機に陥る状況を目の当たりにすれば、政府の方針に順応するしか教団として生き延びる道はない。そこで、1938(昭和13)年12月の「諭達第八号」による革新が断行されたわけである。天理教としては教祖の教えを封印してまでも、国体に忠実な明治教典の教理を説かざるを得なかった。／しかしそれは決して本意ではなく、喜んで革新を実行しているのではないことは、政府当局に見透かされており、いつまでも態度に表裏があると疑惑を持たれたのである。教義講習会に内偵者が入り、青函連絡船の中にも私服警察がおり、隣組常会にも密告者が紛れていた。彼らはたえず教内の動静を探り、要注意言動や不穏な動きを上層部に上げていた。総力戦体制下にあつて、社会全体が国家の監視下にあり、国民もまた相互監視の内に置かれていたのである。／その一方で、当局は天理教による不当醸金や医薬妨害など、社会的非難を招く行動についても注視しており、『特高月報』及び『思想月報』の中でもこれらを報告していた。教理の反国家的性格と共に、教師の反社会的行動もまた是正の対象とされたのである。この問題は昨今のカルト教団において同様な不祥事が多発していることを鑑みれば、社会的存在としての宗教教団のあり方について真摯に受け止めていく課題であるとも言えるだろう。

秘密文書として刊行された『特高月報』及び『思想月報』が戦後、復刻されて日の目を見ることができたのは、国民の立場からは大変有難いことである。国家が我々国民を監視して意に沿わない個人や団体を弾圧することのないよう、我々国民の側がむしろ、国家のあり方や政府の施政にたえず敏感であることが求められる。その意味でも、『特高月報』や『思想月報』は、戦前の日本における恐るべき監視体制を物語ってくれる貴重な歴史的資料である。我々は今日、国民主権や信教の自由を考える上で、これらの書物を“反面教師”として受け取ることができるのである。(「『特高月報』『思想月報』に見る天理教」金子昭、『おやさと研究所年報第30号』P31, 2024)



安倍元首相銃撃事件を機に社会で注目されるようになった「宗教二世」問題。家族と宗教という二重のブラックボックスの中で「見えない存在」にされてきた一人一人の苦難を丁寧に聞き取ると同時に、国や自治体、医療機関が過去にどう対応してきたかを検証する満身のルポ。

最近の宗教界には「宗教二世」の問題があります。よく取り上げられる教団としてエホバの証人、崇教真光、旧統一教会、幸福の科学、宗教団体ではありませんがヤマギシ会などがあり、『宗教と子ども』という本には、あまり話題にならない天理教が出ています。内容は、子供時代に教団の活動に参加するため、学校行事を欠席せざるを得ず、学校の友達に無視される存在になったなどです。これは「宗教二世」問題としてはポピュラーな話です。

郁子（五〇代）は天理教の二世だ。中学時代の夏休み、秋の体育祭に向けて学校の係活動が予定されていた。郁子は参加できそうになかった。遠方で開かれる天理教の行事に、泊まりがけで行かなければならなかった。／ つらいことも神の導き。だから耐えなければいけない——。そう自分に言い聞かせた。苦難は心を育てるために起きる必然、と繰り返し教わってきたから。だけど、胸の奥に押し殺した不安はいつまでもくすぶっていた。

「変わっているよね」／ 係活動に参加しなかった理由を尋ねる同級生に、郁子はためらいながら信仰を打ち明けた。私の家、天理教なんだ——。同級生の反応は冷たかった。「変わっているよね」。それ以来、学校では無視されることが続いた。／ 自分が否定され、傷ついたのに、そのことを直視しないようにした。「自分で乗り越えなければいけない。喜んで信仰を選ばないといけない」。それが天理教の教えだった。／ 母が入信したのは、郁子が幼い頃のことだ。引っ越した家の近くに教会があり、近所付き合いから通い始めた。郁子も、教会長の子どもたちと一緒に遊びながら育った。幼稚園に行った後は教会に行く。歌や楽器に合わせて、手を動かす「おつとめ」と呼ばれる儀式をするのが日課だった。／ 「神様のおかげ」。母も教会の人々もことあるごとに口にしていた。良いことがあると自分の努力ではなく、信心の結果だと教えられた。テストで良い点を取っても、高校や大学受験に合格しても、「神様が見てくれたから」と言われた。結果が悪い時は、「悪い心の使い方をしたからだ」と信仰の足りなさをたしなめられた。／ 信仰にまつわる大きなトラブルはなかったが、自分の努力が率直に認められないことに、自尊心を傷つけられる思いがした。その分、小さな幸運を探しては「これでよかった」と思うようにした。（『宗教と子ども』P64. 毎日新聞取材班. 明石書店. 2024）



この女性にとって宗教二世としての自分が天理教から離れた決定的な理由は、「家族で大教会に住み込んで無償で働くように言われた」ことです。天理教では教会長やその後継者が一般社会で働くことを「事情働き」と云います。本来は「道一条」、教会活動に専念すべきなのに事情があってそれをしていないという意味で、否定的な印象の言葉です。この方の夫は教会後継者で会社を経営しているとあります。大教会の立場からすれば、夫の親である会長も高齢になったのでそろそろ後継者と代ってほしい、そのためには仕事を辞めて大教会に家族で住み込めと考えたのでしょう。これは『人間の運命』に描かれている光治良の親が全財産をお供えして教会に住み込み、貧困生活を余儀なくされた天理教の伝統的な考え方です。ここには跡を継ぐ教会が教会活動だけで生計が維持できるほどの信者、あるいは部内教会を持っているのかどうか書かれていませんが、多分持っていないでしょう。だとすれば、将来生計が維持できないのは目に見えています。

### 「断ったら命は分からないぞ」

40代で長男を授かった際には「神様を信じてきたからだ」と感謝した。ところが、数年前に転機が訪れた。

夫は地区教会の教会長後継者と目されていた。上部組織である大教会から、家族で大教会に住み込んで無償で働くように言われた。突然の話に返事ができないでいると、郁子と夫らに対して大教会長はこうすごんだ。「強制ではないけれど、断ったら命は分からないぞ」／ 大教会は遠方であり、会社を営んでいた夫は仕事を辞めなければいけない。人生設計が大きく変わってしまうのに、脅迫めいた追い詰め方をされることにショックを受けた。／ 天理教を中心に生きてきた郁子に、相談する相手はいなかった。熱心な信者である母に相談しても「苦しい時も神様の何かの思し召しがある」と説かれるだけで、むなしさばかりが募った。「もうこんな教会とは関わりたくない」。郁子は小学校入学前の長男を連れ、教団から離れることを決めた。

### 揺れる心、段ボール箱に封印

それでも、頭には幼いころから慣れ親しんできた教えがこびりついていて、教会への反発や、新しい生活への期待も「人を恨んじやいけない」「欲を持ってはいけない」という教義がよぎり、心が揺れた。／ ふと目に入った自宅の本棚には、天理教の教えについて書かれた本や資料がずらりと並んでいた。「これがあるからいけないのでは？」と段ボール箱に入れて封印し、見えない場所に置いた。／ これまでは長男を天理教の行事に連れて行き、信仰を継承することに迷いはなかった。しかし今は、この世界にさまざまな宗教があることを意識的に教えている。／ 長男とともに神社を訪れ、かしわ手を打つ。天理教で慣れ親しんだ作法と違うことに不思議そうな顔をする長男に、「ここはここの神様の手の打ち方をするんだよ」と郁子は教える。クリスマスを祝う時も「いろんな神様がいるね」と伝える。／ このやり方が正しいのか分からない。それでも、子どもに信仰を強制したくないという気持ちは郁子の中で揺らぐことがない。

この天理教の宗教二世が抱いた問題点について、『宗教と子ども』の編者が天理教団に質問をして、それに答えた教団渉外広報課の回答が載せられています。献金については、宗教二世本人の悩みに入っていないようですが、編者はこれを質問の中に入れてあります。献金は旧統一教会をはじめとしてどの宗教でも問題視されているからでしょうか。

## 天理教の見解

天理教は二世の苦悩について、どのように考えているのだろうか。野口の取材に対し、教団の渉外広報課は文書で以下の回答をした。

— 宗教二世の中には、「苦難は神様の導きのために耐えるべきだと教えられ、自分の悩みに向き合ってもらえず辛かった」「良い出来事も信仰の結果だとして努力を素直に認められなかった」などの声があります。

天理教では、自分自身や身の回りに生起する出来事を「ふし」と捉え、そこに込められた神意を熟考し、日々の心遣いを振り返り、私たちが陽気ぐらしから遠ざける自己中心的な心遣いがあるならば、それを積極的に改めて、「ふし」から陽気ぐらしの芽を出す努力をさせていただく大切さを説いています。それは、ただ難渋に耐えるというのではなく、世界中の人間を一人残さず救いたいという神様の思いを自分の心に治めるための成人への道であり、それを伝える者は、親身に寄り添い、丁寧に教え導く姿勢が求められます。

— 献金を度々求められることに疑問を呈する声もあります。

献金(天理教では「お供え」)は、神様によって生かされている感謝の気持ちを自主的に表す行いの一つであり強制的なものではありません。その意義の共有が前提となると思います。

— 二世の中には教会を継ぐように圧力を掛けられたり、大教会で住み込みで働くように強制されそうになったりしたと言う方もいます。

天理教の教会は必ずしも世襲で継承すると決まっているわけではありませんが、教会長の子弟は幼少期から様々な教会活動に参加し、立派な信仰者となるように教え導かれます。そうした中で、教会長の子どもには教会長を継いで欲しいという期待や、上級の教会で修行して欲しいという周囲の期待もある場合が多いと思います。もちろん、こうしたことは強制ではありませんし、その判断は個々人の意志に委ねられています。現在、天理教の信仰世代の多くは四～六世代目に入っています。今後も、信仰を伝えていくことについて丁寧に対応していきたいと思えます。

郁子の話は、恋愛や世間との交わりを厳しく禁じられる旧統一教会やエホバの証人の二世の話とは趣が異なるかもしれない。ただ、信仰に伴う苦しみが精神を深く傷つけ、相談相手が見つからない孤独感は多くの宗教二世に共通していると野口は感じた。

ここまで「貧に落ち切れ」について考察してきましたが、なぜこのような似非教理が作られたのでしょうか。貧になるためには持っている財産をどこかに寄付するわけです。寄付する先は教会になります。天理教ではその教会が江戸時代の本末制度のように布教の師弟関係に基づいて縦系列化されています。この系列によって教会への寄付、献金は上へ上へと運ばれて最後に本部へ行きます。その途中の教会もその一部を留保していきます。そのため末端教会は常に財政的に困難な状態に陥り、上へ行くほど豊かになるという状況が生まれます。

「貧に落ち切れ」ということが「教会に献金せよ」と同義だと解釈すれば、明治16年の「神之最初之由来」が書かれたときには、すでに本末制度が念頭にあったということになります。ではだれがこの仕組みを持ち込んだのでしょうか。これはまったくの推測ですが、明治14,5年頃に「たすけたまへ」の教理を持ち込んだ日暮宥貞だったのではないのでしょうか。長谷寺で仏教を学んだ宥貞が寺院間の上下関係を持ち込んだのではないかということです。教内の通説では縦系列の教会制度は、ヤクザだった平野檜蔵(明治19年入信、41歳時)がヤクザの組織を持ち込んだとされていますが、それも元は寺の本末制度にあったとも考えられます。

**本末制度の起源** 一般的に本末制度は中世に起源があり、真宗の場合は師資相承から派生した。たとえば『存覚袖日記』の次の例を見ると、本末制度の形成過程が予測される。存覚が文和4年(正平10、1355)9月1日、近江(滋賀県)川西庄与藤次の本尊に記した裏書を見ると、「越前国大町門徒近江国音羽庄釈道性大徳絵像、江州蒲生下郡武佐道願下川西庄与藤次本尊也」とある。この記載から越前大町(福井市)如導の門徒に近江音羽庄(滋賀県高島市)の道性がいて、道性の下に蒲生下郡武佐(滋賀県近江八幡市)の道願がいて、さらにその道願の下に川西庄の与藤次がいたことがわかる。／ この段階ではまだ師資相承の関係を表すのみと考えられるが、のちにこのような人びとが道場を構えると関係が固定化し、さらに寺院と寺院の上下関係に発展していく。

**近世の本末制度** このように中世に成立した寺院間の上下関係は、近世に入ると幕府によって制度化されていった。そしてこの本末制度は、本山による末寺の組織化と統制のために機能した。／ 「故実公儀書上」によると、上寺(中山)は本山から末寺を預かる立場にあり、その預けられた末寺は下寺と呼ばれた。そして下寺から本山へ寺号・木仏・絵像・絵伝・寺格・住持相続などを願い出るときは、上寺を通す手続きが必要で、これを取次または手次と呼んだ。そして次の具体的な事例があげられている。

本山—興正寺—京都東坊—安芸仏護寺—同光福寺—同西品寺—同順教寺—同光顔寺

これによると安芸(広島県)光顔寺から本山へ諸願いをするときは、まず光顔寺から順教寺、ついで順教寺から西品寺、西品寺から光福寺、光福寺から仏護寺、仏護寺から東坊、東坊から興正寺、そして最終的に興正寺から本山へ願い出る手続きを必要とした。つまり本山との間に六か寺の上寺が介在した。このとき各上寺は、その下寺が本山の末寺であることを保証し免物を願う添状を書き、取次料を徴収した。そのため下寺は本山へ納める免物料に加え、各上寺への納金を強いられた。(『増補改訂本願寺史』

## 明治初期の貧困

1883(明治16)年頃は、地租改正(年貢の金納化)などにより国民の半数以上が貧困化しました。そのような社会状況から、「貧に落ち切れ」ということばが生み出されたのではないかと思います。元治元年頃から教祖の元にかなりのお金が集まることを知った秀司は、慶応3年に吉田神祇官領から自分名義の裁許状を取得し、教祖の宗教活動によるお金の管理権を得ます。その後、風呂屋、宿屋、天輪王講社など教祖の教えを求めてくる人々からいかに利益を得るかを画策しつつ、明治14年に亡くなります。ただ、その秀司の遺志を継いだ人々によって、「貧に落ち切れ」教理が生まれ、縦系列の教会制度、神殿など宗教施設の普請を通してその教理は実践されてきました。現天理教の教理体系はその目的のために作られたといっても過言ではないかもしれません。それゆえ、教祖本来の教理が求められるのです。

原始的蓄積 資本主義的生産様式が成立する条件である「資本」発生の歴史的過程 / 本源的蓄積ともいう。貨幣や生産手段が資本家に蓄積され、他方に労働力の販売以外に何も無い労働者が生じること。明治維新以後の殖産興業政策は、この過程を押し進めようとしたものといえる。(旺文社日本史事典 三訂版)

……明治10年代後半、とくに1883-85年は明治前期のうちでも最も激しく階層分解の行なわれた時期であり、したがって貧困は、政治経済社会全般に重要な意味を持ち、それを欠いては自由民権運動一つをとっても、説明がつかないのは断るまでもない。

**原始蓄積過程と貧困** 原始蓄積過程そのものが貧困を生み出すことはいままでの間でもない。その実情は後述するが、それを生み出す重要な三、四の原因を一瞥しておきたい。 / まず貨幣制度の全国的統一で、それは資本主義国家としての発足に不可避的な前提であった。そしてその強行は結果として、国民生活に貧困を招来する過程でもあった。明治政府は乏しい財政の中から、殖産興業資金の調達に迫られ、続々政府紙幣を発行したが、1872(明治5)年には6,480万円に達した。またこの年、紙幣や藩札と引換えのために新紙幣を発行したが、西南戦争その他の理由から乱発となり、その総額は1億4,600万円にもものぼった。紙幣発行高の急激な増大、政府紙幣の乱発は当然の結果として、1877(※明治10)年前後のインフレを招き、物価、とくに米価の騰貴をきたし、1880(※明治13)年にそれが極まった。この年大蔵卿に就任した松方正義は不換紙幣の整理にのり出し、その急激な整理によるデフレーションは未曾有の大衆の窮乏化を招いた。貨幣制度の統一は資本主義国家形成の必然な過程であったが、この過程は封建諸階層の解体と相まって、膨大な「働く貧民」を生んだのである。

地租改正は周知のように、版籍奉還、廃藩置県により中央集権制を完成し、貢租を一手に掌握した政府は、その画一化、金納化に迫られた。1873年地租改正条例を発し、(1)土地所有者に地券を発行し、納税させ、(2)地租を土地の価格に応じ百分の三(後に百分の二・五)とし、(3)すべて金納とした。いわゆる農民的土地所有の断行で、私的所有の確認ではあったが、新地租は旧地租とほとんど変わらない高さであった。また地租徴収の必要から官民所有地の区分をし、多くの入会地が失われた。とくに重要なことは、小作関係はいぜん物納であったことである。資本制の中での物納は、必然的に貧富の懸隔を増大した。重い地租の金納化、小作料の現物形態の残存は、零細農民の土地喪失と、地主への土地集中を促した。それはまだ総人口に占める農民の比率が圧倒的に多い時期のことであったから、**国民の過半が窮乏化した**ことでもあった。(『日本貧困史』P165. 吉田久一. 1984. 川島書店)